

07

智場

<特集：21世紀の法制度>第5回/鼎談

情報技術と法制度(2)

いま、知的財産制度を再考する

【目次】

	く・も・ん・通・信	01
	<特集> 情報技術と法制度(2) 名和小太郎、山田 肇、林 紘一郎	02
	<トピック> PACSとしての情報ネットワーク社会を構想すること 木村忠正	16
<GLOCOM Reviewダイジェスト>『ブロードバンド時代のネットワーク・セキュリティ』山田 肇著	豊福晋平	21
<i-civil研究会/IECP合同読書会レポート>『文明の進化と情報化』公文俊平著	小林寛三	22
	<エッセイ> 外国語が下手な日本人 青柳武彦	26
<IECPコロキウムレポート> 米国におけるサイバーセキュリティの現状と展望	土屋大洋	29
	<エッセイ> 村上泰亮の論考をめぐる旅(1) 西山 裕	30
<IECP研究会レポート> 情報バリアフリーに関する欧米の動向 新たな非関税障壁か?	山田 肇	34
	インフォメーション	36

6月9日から10日にかけて、高知県の南国市(人口5万)を中心に発足した「高知CANフォーラム」の発足式に、CANフォーラムの石井俊成運営委員長と共に参加し、「地域情報化とCAN」と題する記念講演をしてきました。

会場になった空港から10分ほどのホリデイ・イン・ホテルには、高知CANフォーラム会長に就任予定の浜田純市長以下、62名の参加者が集まって、活発な議論が交わされました。懇親会も大いに盛り上がり、二次会、三次会と明け方まで続いたそうです。

南国市の情報化をめぐる、とくに注目すべき点が二つあります。

その第一は、すでに2年前から、全市に無線LAN(10Mbpsと2Mbps)を張り巡らせる実験を始めていて、このほどその成果をもとに「南国市フリーネット」と呼ばれる防災用兼公衆用の無線インターネットを立ち上げるようにしたことです。

その第二は、市内の情報産業集積拠点である南国オフィスパークを中心とする「南国こうちスーパーネット」を立ち上げ、これをKDDIの高速光幹線(高知市と広島市を結ぶ)に光ファイバーで直結(事業費64百万円)して、当面135Mbps(今後1Gbpsまでの高速化が可能)での高速・高品質のデータ通信を低廉な接続料で可能にした(6月1日から供用開始)ことです。

高知CANフォーラムは、地域のCANフォーラムとしては、この2月に発足した関西CANフォーラムに続く第二のフォーラムになります。このフォーラムの中心人物は、今井一雅・高知高専電気工学科助教授、坂本世津夫・なんごく・こうち情報拠点都市地域研究会委員長、沢本一哲・シティネット代表取締役という三人の「ゲーク」たちです。

講演に続いて行われたパネルディスカッションでは、今後のフォーラムの活動を推進していく上でのさまざまなアイデアが出されました。司会者の今井さんのまとめによれば、中でもとくに面白そうに思われたのが、

- (1)南国市小中学校インターネット放送。本年中に、山間部の小学校2校を含めて、南国市の小中学校の校内LANがすべて無線LANで接続され、各教室には、無線LANカードで接続されるノートパソコンが2台配備されることになっているので、これをもとにして双方向性のインターネット放送を実現する。
- (2)ラーセン(ラーニングセンター)の設置。すなわち、南国市の小中学校から無線LAN接続が可能な場所にラーセンを設置して、子どもたちや高齢者の学びと遊びのセンターとする。
- (3)公衆インターネットの実現。南国市の公共の場所に、キオスク端末を設置して、その周辺での無線LANカード付きのノートパソコンのインターネット接続を可能にする。

の三つでした。

南国市で、こうしたアイデアが次々と実現に移され、新しい経験が積み重ねられていくことを期待しましょう。また、こうした動きが刺激になって、他の地域でも次々に新しい地域CANフォーラムが設立されていくといいと思います。

付記。その翌朝、坂本さんに案内していただいて南国オフィスパークセンターを見学してきたのですが、梅雨の合間の晴天にもかかわらず、市内一帯にかなりの濃さの霧のようなものがかかっています。それがなんと、大陸から飛来している黄砂で、この1、2年、西風が吹くと大量の黄砂が飛ぶようになったそうです。黄砂は空気を乾燥させると同時に、紫外線を透過させます。そのため、樹木の新芽や稲の花など、黄砂が来ると1日でもからからに干上がって、ドライフラワーになってしまうのだそうです。これはまさに新たな公害だと背筋の寒くなる思いがしました。

公文俊平

情報技術と法制度(2)

いま、知的財産制度を再考する

名和小太郎 (GLOCOM客員教授)

山田 肇 (GLOCOM主幹研究員)

林紘一郎 (GLOCOM特別研究員・慶應義塾大学教授)

林 今日テーマは知的財産制度です。前回は私と山田さんと技術と法律などについて対談を行ったのですが、今回は名和さんを入れた3人で知的財産制度について話してみようということになりました。

まず、私以外のお2人はエンジニアでいらっしゃいますが、どういう脈絡で知的財産制度に関心を持たれたのか。まず名和さんから、知的財産のなかでも特許をなさるのはまだ分かるけれども、著作権のほうにいかれたのはなぜか。そういうご経歴とこのテーマとの関係をお話いただければと思います。

名和 まず法律に足を踏み込んだのは、電電公社のせいですね。70年代に米国のARPANETの真似をしたシステムを日本で作って、そのネットワークを関係会社に広め始めましたら、郵政省から「おまへのやっていることは共同使用や他人使用¹だ。そういうことは電電公社しかできないのだ」という話があって、自衛のために公衆電気通信法の勉強を始めました。それが関わった初めです。公衆電気通信法というのは、当時、郵政省の電気通信監理官室と電電公社が知っていればいい法律だったのです。だからそうでない人間として、当時、たぶん日本で唯一、公衆電気通信法に詳しい人間だったわけです。その後、いわゆるデータ通信開放の議論があり、経団連で委員会を編成した時に委員の1人に推され、自分で勉強しなければならないことになったわけです。そういうわけで、法律に足を踏み込みました。

つぎにデータベースサービスを始めました。これが1980年です。化学会社でしたから薬品のデータがたくさんあるわけで、これを国際的にサービスしました。オンラインでは国内だけですが、磁気テー

プは海外にも売りました。そのときに、アメリカの出版社がたいへんな契約書をつくるということを知りました。当方の法務担当者が出ていきましたから、私自身は契約のことはあまり絡まなかったわけですが、いわゆる知的財産というものの扱いがたいへんだなということは感じたわけです。

その頃、通産省はデータベースが新しい産業の一つの分野をつくるのではないかと考え、これを育成しようということで、データベースの事業者を集めて団体を作りました。現在の日本データベース振興協会です。当時はデータベースサービス業連絡懇談会という名称で、朝日・日経といった新聞社、シンクタンクの野村・三菱、書店では紀伊国屋・丸善、ほかに帝国データバンク、東京商工リサーチなど13社が中心となって始めました。

当時の風潮としては、新しい事業団体ができると、まず、役所にいろいろ陳情に行くということでした。まず回線開放、それから、データベースの著作権の確立などに関してアピールしました。私はたまたま業界代表ということで、いろいろな役所に足を運びましたが、それなら役所側の審議会などに入れということで、著作権審議委員会、統計審議会、科学技術会議など、いろいろ参加しました。

もう一つ、私のボスが、当時中曽根臨調の財界代表の委員だったのです。それで臨調委員の私兵みたいなことを、私はやらされました。私に振られたのは情報通信関係と科学技術関係でした。第二臨調から行革審までやっていましたので、行政の中にどんな仕組みがあり、だれがどこで仕事をしていて、どこに決定権があるかということは、大体分かりました。

林 著作権をやったのも、仕事を一生懸命やる

[プロフィール]

名和小太郎(なわ・こたろう)

1956年東京大学理学部物理学科卒業、同年石油資源開発(株)入社、物理探鉱の計画・研究に携わる。1960年より旭化成工業(株)公害の研究やロケットエンジンの開発・品質管理、コンピュータネットワーク開発等に従事。1977年(株)旭リサーチセンターに出向、1983年同社取締役。1991年新潟大学法学部教授、その間同大学現代社会文化研究科教授・法学部法政コミュニケーション学科長を併任。1996年～2001年3月関西大学総合情報学部教授。2001年4月よりGLOCOM客員教授。工学博士。情報処理学会フェロー。

山田 肇(やまだ・はじめ)

1974年慶應義塾大学工学部卒業。1976年同修士課程修了。1984年同大学にて工学博士号取得。1990年MIT技術経営学修士課程修了。1976年、旧電電公社(現NTT)に入社。1984年以降、研究戦略立案、共同研究交渉、新規事業創出、グループ標準化戦略を担当。2000年GLOCOM客員教授。科学技術政策研究所客員研究官、郵政研究所客員研究官、経済産業研究所客員研究員。2001年GLOCOM主幹研究員、教授。

林 紘一郎(はやし・こういちろう)

1963年東京大学法学部卒業、同年旧電電公社(現NTT)に入社。民営化後、NTTアメリカ社長などを経て、96年退社。現在、慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授、GLOCOM特別研究員。

うと思ったら理の当然でそうだったという感じですね。山田さんの場合は、著作権というよりは特許のほうですね。

山田 私は1989年にMITのビジネススクールに行き、いろいろと勉強していた時に、企業間の提携のような話が非常にたくさん出てきて、日本の様子に比べるとずいぶん活発だと思っていました。「帰ってきたら何をしたいか」ときかれて、「共同研究や共同開発の交渉をする役をしたいと思います」と申し出たら、そういう職場に配属されました。

向こうで、交渉術の話や知的財産権の基本的な考え方はいちおう勉強したつもりでしたが、日本の某社で共同研究交渉とか委託開発交渉とかの担当をしたときに、非常に面白いことが起きたんです。自分の会社の基本方針はこれだというのが与えられて、そこを出発点に交渉すると言われていたのでそうしたんです。A社との共同開発の交渉で、いろいろとめもごとがあつて妥協して、あるところで契約書を完成しました。それで上司に決裁をもらいにいったら、すぐにもらえたんです。次に、B社と同じように共同開発交渉をしたんですが、B社もごちゃごちゃ言うので、同じように交渉して会社の利益を考えてある点で妥協して、契約を完成させて上司のところへ決裁をもっていったら「この前もってきた契約書と今日の契約書は違う」と言うわけで

す。交渉相手が違って着地点が違うのですから、それは当然なわけですが、「おまえは毎回結論が変わるような、いい加減な交渉をしているのか」と言われて、「相手が違うから仕方ないでしょ」と言ったものの、ばからしくなりました。その時に、この会社では、ほとんど役員に近い人でも、交渉とはどういうことだとか、知的財産権 特に知的財産権の扱いでもめたんですけど どう考えて、どう扱うかといったことについてはほとんど知らないのだということが分かり、これだったら自分で勉強して判断していかなければいけないと思って、そこからちゃんとした勉強を始めたんです。その前にもMITなどで一般論は習っていたのですが、自分で担当して切実な問題になって勉強を始めた。そしたら、しばらくして、標準化と知的財産権の問題について特別に扱うようなところに転勤になり、たとえば日本工業標準調査会の委員会の中でもその話をしましたし、知的財産研究所にも呼び出されてそのことについていろいろ議論するとかいうたぐいのことがたくさん起きて、なんとなくこの分野に関わるようになってきました。

法律家とエンジニア

林 この知的財産関連の問題というのは、私もゼロから勉強してしみじみ思うのですが、これを大学の半期12～13回の講義で生徒を飽きさせない

で話すというのは不可能に近いなという感じがします。きのうも慶應大学で非常勤講師の方の集いがあった、私が非常にいいと思って呼び出した電通の方に「広告特論」というのをやってもらいました。私がいいなと思った理由は、知的財産、とくに著作権のようなものを、ビジネスの局面でこんなケースがあって、あんなケースがあって、というのを踏み込んで話してくれるからだったのですが、きのうは、その講師の方から、「先生のご意図には反して申し訳ないのですが、生徒にアンケートをとったら、知的財産のところは眠くてしょうがないから、そんなものはやらないで、広告のコマーシャルとか実例を次々に見せてくださいと言われて、ついに私は生徒に妥協しました。ごめんなさい」と言われてしまいました。

たとえば、民法だけの話をすると、いろいろなケースもあるし、飽きさせないとは言わないまでも、何かできるような気がするんですね。刑法なら刑法でできるとし、憲法もできるとし。しかし、そういった一般法と違って、この法律はすごく周辺にあるわけです。しかも、もっと難しいのは、ケースを持ち出すと、そのケース自体が著作権法に触れる恐れがあるので、著作権の教材というのはコピーしにくいようにしかできていないわけです。「これが実は著作権侵害なんです」と見せられないんですね。見せる素材が非常に乏しい状態になっていて、ケーススタディをやるにしても、物証を見せずに口頭伝授するしかないところが難しいという感じがしているのです。

名和 なるほどね。

林 哲学というか一般原則というのが、すごく語りにくい分野ではないかと思うのです。すごくテクニカルなものがあって、それが歴史的に積みあがってきていて、だれかが大整理することもなく、パッチワークでできているという感じがどうしてもしたのですが、それは、違うでしょうか。

名和 知的所有権の半期の講義をやったこと

がありますが、私は法学の素養がないものですから、多分、教え方が違うのでしょうか。

林 12回あると、どう教えるのですか。

名和 私はまず大原則の話をして、きわめておおざっぱで、たとえばアイデアは特許で著作権は表現と、本当は二分法でいかないけれど、まずは二分法で話す。それで二分法ではみ出た話を。なぜ、はみ出たかと。たとえば著作権も特許権も政策的に対象にしない場合がありますね。著作権における法的文書とか、特許権における医療技術とか。それはいったいなぜだろうと。

林 それはエンジニアらしいといえば言えますね。

山田 それはちょっと違う話ですが、たとえば、特許の話をしていろいろな業界の人と集まって何人でラウンドテーブルで議論するときに、「こっこの業界の人とあっちの業界の人は、特許という同じ言葉を使っているけれど全然違うものを考えているな」ということが、つくづく分かるときがあるんですね。典型的な例では、特許といえば「排他権」で自分だけが使えるものとして話している人と、「ライセンス権」だから他人に使ってもらおう話だと思って議論している人と、極端に言えば2種類に分かれている。ところが、どうもそういうことについて議論ができる国内の専門家の数というのは限られているようで、とにかく専門家の先生を集めましたというと、いろいろな業界の人が集まらざるをえないような状況になって、そうすると「独占権」を意識している人と「ライセンス権」を意識している人がその場で衝突してしまって、答えが全く出なくなってしまう。

もし、どちらかの考えをもった人だけが集まって議論すればきちんとした答えが出るところを、両方が混ざってしまっているのもまともな方針が出てこない。それぞれの現状をお互いに勉強し合って終わるという研究会が多すぎる気がします。同様に、著作権と言ったときに、昔からの紙の上に書いたも

の話をしている人と、映画の著作権だと思いこんでいる人がいると意見が分かりますよね。そういうところがきちんと整理されていないのではないかと気がします。

林 知的財産制度とはそもそも何なのかというのは、本当はだれしも一言もつぐらい語れるようなものでありながら、あまりに身近なものであるために、理論化し、体系化して話すというのがかえって難しいのではないかと感じます。それから、その人の出身とかバックグラウンドで、「象」をこちらから撫でたり、あちらから撫でたりして、その全体像になかなか到達しにくい気がしますけれど、そのへんはどうですか。

名和 そうでしょうね。

林 そこで「象」をどうやって立体として見せたらいいのでしょうか。

名和 私は、まず鼻があるよ、尻尾があるよ、という見せ方をするわけです。鼻はたとえばプログラム、尻尾はたとえばDNA配列とします。鼻を著作権で理解すればどうなる？同じ鼻を特許で理解すればどうなる？尻尾の場合はどうか？つまり、特許があるよ、著作権があるよ、と制度をさきに示すことはしない。

林 実体というのはそうだと思うんです。しかし、どうも法学者というのは、そのところ悩みが多くて、とくに日本の法学の場合は解釈法学で、解釈の力をつけてやらなくてはと信じているわけです。こうあるべきだという政策論あるいは法政策学というのは、解釈をある程度したうえで出てくるのであって、最初から政策論が出てくるのはおかしいという発想が非常に強いわけです。すると、解釈を一通り教えようとすると、あのぐしゃぐしゃとなった体系というのをどうやって解釈するかというところに、必ずしも価値中立的な解釈というのはありえないので、悩むということの繰り返しのような気がします。

名和 法律屋さん、灰色のところは関心の対象になるので話がややこしくなるわけですね。学生は灰色のところはどうでもいいわけで、典型的な話、つまりイロハの「イ」が分かればいいわけです。エンジニアも周辺領域のハイレベルな議論になるところは、ロイヤーにお願いすればいいと考えているわけです。

林 すると法律屋というのは、いったいなんだということになりますか。

名和 交通整理をしてくれているのでしょうか。経典型か微分型か

林 ところで学者というのが、プラクティスだけやっている弁護士と違って何か存在意義があるとするならば、プラクティスからは出てこない何かをやらなければ、という話に当然なますね。知的財産についても、立法論というか政策論というか、それをやらないと、解釈もきちんとできないという相関関係がだんだんと分かってきたのではないかと思います。とくにデジタル化がそういういろいろなケースを生み出してきたので、気運としてはかなり高まっていると思うんです。ところが、エンジニアの方はすでに昔から分かっておられて、そこを突き抜けておられたのかなと思ったりするんです。

エレクトロニック・コピーライト・マネージメント・システム(ECMS)²⁾という名前と呼ばれているのがありますね。つまりコンピュータが発達してきたので、著作権の管理がかなり機械化でき、どんなに小さいペイメントになろうとも追跡することができるだろうという議論です。これに対して法学者は、最初はどういうリアクションだったのでしょうか。

名和 最初も今もあまり変わっていないと思います。そうなるだろうと信じて疑わないようです。技術に対してナイーブでいらっしゃる。

林 技術がそうなるのだから、そちらのほうへ動いていこうというのです。それは、自然の流れ

というか、抗しがたい流れということですか。

名和 そうでしょうね。私はそういうふうには理解しています。一般的には、ロイヤーの方が技術の見方がすごく楽天的ですよ。

林 エンジニアの方がむしろ悲観的なんですか。

名和 私は、エンジニアというのは自分のやっていることは間違っているのではないかといつもどこか疑っていると思うのです。完全な技術なんてないのですから。私は昔、ロケットをやっていましたが、ロケットがよく落ちていました。私の仕事はトラブルシューティングでした。その後、コンピュータ部門に移ったらバグの話ばかりですよ。初めてパケット通信をやったときは、毎日システムが落ちるわけです。ですから、常に、作ったものに間違いがあるだろうという前提で、世の中のものを見ているわけですね。法律屋さんは、自分が作ったものは完全なものだというのが前提のようで、うっかり疑問おものなら顔色が変わるといった感じですね(笑)。人権にかかわるから。

林 山田さんの印象はいかがですか。

山田 私は先ほどのECMSの話を林さんの勉強会でしたとき、典型的な技術中心主義、技術ですべてを解決することはおかしいということを法律家に批判されたので、ちょっと名和先生とは違う印象をもっています。法律家の中でも、著作権の問題を解決する道具としてだけ考えれば確かにいいかもしれないけれど、それが結果的に基本的人権のたぐいなど、別のものを犯すという危険があるということについて、意見をもたれている方がいらっしゃると思いました。

ただ、ほかの部分については名和先生と比較的似た感じをもっていて、エンジニアの場合は、きょう自分が出した世界最高の性能というのは、あすは必ずだれかに抜かれるものなんです。したがって、

どんなに素晴らしい大学教授が自分の恩師であっても、弟子は必ずその教授以上の性能を出すのが当然だと思っているし、先生たちも抜かれて当然だと思っているので、そういう意味で、今の自分の世界最高は必ずしも絶対的な世界最高でないということを手で理解しているんですね。

それに比べて、法律家などの場合は、人間の頭でしか考えられないことで、考えることはほとんど類似なので、先人が言ったことを、悪意ではなくて気づかずに、ちょっと言及しただけでも、「あの人の業績を無視した」といったたぐいの批判が出るようなところがあって、“先人を絶対に抜くことができない病”みたいになってしまう。法律関係の本を読んでいると、つまらない1920年頃の論文を20個ぐらい引用して、昔からこういう議論があったとか、延々とバックグラウンドの説明が100個ぐらい続いて、そのあとに、言いたいことがチョロっとあって終わってしまうものがすごく多い気がします。そういう意味で、人間が所詮考えることの範囲でやっているからこそ、自分のものは他人には絶対に抜かせないという意識が強いのではないかと思います。法律家はそちらの人たちではないかと思っていますのだけれど。

名和 私は法律というのはバーチャルリアリティだと思っているわけです。つまりどこかにはりつけないときちんとしないでしょう。そのはりつける方法が、今おっしゃった引用だね。100も200もはりつけて、お互いにそれを参照しながら世界を構築していくというのが法律なのかなと。はりつけるところが多いほど、もっともらしさが確実にってくる。

林 私も技術系メンタリティをもっているらしくて、人文科学系と自然科学系の差は何かなと考えていたんですが、progressがあるかどうかなんてではないかという気がしてきました。著作権を考えるとときには、それは非常に基本的なこと、名和さんのご著書などを拝読して共感するのは、「今、あることをだれかが言ったときに、その表現やアイデアを守ってあげることもいいんだけど、長期にわ

たって見れば、それは先人の言ったことに何か足しただけ といふだりが何度もありますね。あそこは、私なんかはその通りだと思いました。ところが、著作権をずっとやって、特に権利の保護について敏感な人たちは、そういう発想がなかなかとれないのではないかと思うんです。

名和 それはたぶん論文のスタイルの話で、科学史の中山茂さんが学術情報の流れをたどった本があるのです。そこに、ルネッサンスのあと、刊行物がどう変わったのかということが書いてあります。それ以前、本は教典型だったのです。つまりだれかが書いた原典がありこれに注釈がつき、それが一つの本になって出る。そして、それにまた注釈が付く。これが昔のスタイルです。

ところが、ルネッサンス以降はそうではなくて、いってみれば微分ですね。今まではこれだけ分かっているのだから、あとこれだけ足すと、これがジャーナルですね。ですから、ニュートンぐらいまでは経典型で、そのあと、ジャーナルになってきた。スタイルが変わってきたのです。自然科学や自然科学の周辺にある経済などは、わりとジャーナルのスタイルになってきているようですが、法律のほうは相変わらず教典型なのではないかと思います。

山田 科学技術で論文を書くときにスタイルがあって、最初のセクションは「イントロダクション」というタイトルを付けるのは常識なんです。そのあと改行して書く言葉は「Recently」であるというのが決まっているんです。要するに、「recent」の話しかしないんです。ちょっと前にだれかがこんなことをやったけど、ちょっと工夫して改良したら速度が速くなったよとか、もっと小さい電力で動くようになったとか、新しい記憶装置ができたとか。「recent」より前のことは、その前の論文を見ればいんだという逐次刊行型で更新していくという体質が非常に強いんです。

林 社会科学の場合は、たしかに、incremental などところだけを言いたいというのもあるんですが、

前の人の体系を崩すと、山の一角を崩すように他の一角も崩れてしまうような気がするの、どうしても大伽藍を建て直すというふうになってしまう。それは学問の質にもよるといふことでしょうか。

名和 私が社会学者から非難されるのは、「おまえの論文はレトリックがない。ファクトばかりでスイスイいってしまって面白くない」ということです。そこらへんが違うのでしょうか。「表現」を大事にする人と、「中身」を大事にする人と。

芸術作品と著作権

林 「表現」ということについてもっと進めてみたいと思います。我々は主として学問的表現のところを念頭において議論してきたわけですが、芸術的要素は学問的要素とは、かなりオーバーラップしている所もあるけれども、そうではない所がありますよね。すると、これを知的財産権で守ってくれという人達の発想からすると、どうでしょうか、またちょっと違った要素というのがあるのでしょうか。

名和 全然違うでしょうね。

林 そこが解けないんですよ。

名和 それはこういうことではないでしょうか。つまり双方はまったく違う機能と価値を持っているのでしょ。違うけれども、たまたまテキストになっているからということで双方を一緒にしているだけの話でしょう。

林 うーん。これを理解するためには、自ら芸術家でなければいけないのかしら。

名和 そうですね。

林 音楽のようなもの、例えば、小林亜星と服部克久の論争³なんか、その当事者には分かるのかもしれないけど、周りの人にはどちらに軍配を挙げたらいいかんではつきりと判定できませんよね。

名和 芸術の世界にはパロディーというのがありますね。オリジナルの物がわからなければ面白みがない。これはとくに現代音楽とか現代美術に多いわけですが、伝統芸術にも本歌取りなどずっとあるものです。これは著作権法で言うと非常に具合の悪い話で、同一性保持権という人格権⁴を損なうものですね。日本の場合は、カメラマンの白川義員とアーティストのマッド・アマノの裁判⁵があります。あれは二回最高裁にいて、前衛美術家などが法廷へ行ってアピールしてるのですが、結局はうやむやになってしまったようです。まあ、人格権は動かせないみたいな雰囲気一件落ち着いた感じですね。日本の場合、あの判例に対するいろいろな解説などを見ましても、ほとんどの解釈は、パロディーは基本的にけしからんという立場ですね。そうでないにしても、世の中に良いパロディーと悪いパロディーがあるというような議論があるわけです。私はこれは大変おかしな話だと思ふ。

その点、アメリカには「トゥー・ライブ・クルー」という、ちょっと怪しげなラップミュージシャンの裁判があって、これは、リリックなものを卑猥な形に編曲したという事件です。これはパロディーだ、パロディーは社会批判の一形態だというのが最高裁の判例です。だからパロディーによって原作が仮に全然売れなくなってしまっても途絶えたとしても、それはそれでしょうがないのだと書いてありました。最後に、こんな卑猥な音楽のCDを買う人と、元のリズムを表現した音楽のCDを買う人は、マーケットが違うから原作者は損害を受けるはずはないという極めてコミカルな話がつながっています。非常に健全な判断ですね(笑)。そういうところは、つまり今の著作権法はなかなかうまく機能しないんじゃないかと思ひます。

林 絵の世界でも、昔の絵画というのは模倣して描いたものがずいぶんあるんですね。それは当たり前前と言えて、たとえば、「梅にうぐいす」という絵があるとすると、実際に梅にうぐいすが止まっている確率というのはすごく少ないですよ。そしてそれを描きとめられる能力のある人がそういう機会に

出会う確率というのは、もっと少ない。すると、元が少ないわけだから、次に描く人は元の絵を見ながら描いたようなのです。それを一番よく実証しているのは、松井さんという多摩センターの駅前にある美術館のオーナーで、ご自分もたくさん絵を所有されていて、それをデジタル化して今のように教育上自由に利用できるようにしたいので、それにお金を出しませんかと言われたことがあります。そのときは著作権のことをそれほど知らなくて、そのままになったのですが、どうもこの問題は芸術の根元にあることを言っているような気がしてしょうがないのです。こういう模倣とか改変とかをどう考えますか。

山田 西洋美術でも昔は宗教画しか描きませんでしたよね。マリアが生まれたばかりのキリストを抱いているところに三賢人が挨拶に来たとか、話のネタはほんの何十個しかないから、だれが描いても構図は似たようなものになるんです。そういう意味では、明らかに、先人が描いた構図を模倣して次の人も描いているはずなんです。ただ、タッチやディテールなどが違っているから絵は違って見えるけれど、基本的な構図はみんな同じですよ。そのあとの時代、たとえば印象派なんかになると、たとえば海ばかり描く人、すいれんばかり描く人というように、一人一人が全然違う対象について描き始めました。そのときになって模倣ということが厳しく問われるようになったと思うんですけど、それより前の時代の宗教画の時代は、模倣が当然だったのではないかと思います。直感的に。

知的財産権の社会的効用

林 もう一つは、人格権なのか財産権⁶なのかという話です。アメリカ的に、人格権のことなど考えないでお金の勘定でいこうというのがすっきりしているんですけど、何が創作的な活動に対するインセンティブかというのをどんどん突き詰めていくと、アナログ時代は何かの媒体のところを押さえておけば、権利の行使と対価の徴集というのは非常に楽だったのが、デジタルになってしまうとそこところが押さえにくいですよ。しかも、仮に合法的に押

さえられたとしても、単価というのがどうなっていくかという、ほとんどタダみたいなものがいっぱい出回るような経済になってきますよね。そうすると金銭的でない利用度というものを考える必要が出てくるように思います。すると、人格権というところに戻ってくるわけですよね。

5月の連休に著作権法の権威者の1人である齊藤博先生の『人格権論』をずっと読みまして、これはなかなかすごい、よく書いてあると思いました。ただ、2点ばかり疑問がある。一つは、法律的に言うと私法の権利だと理解しているので、憲法論などはまったくやってないこと。二つ目は、人格権的なものと財産的なものが問題として両方出てきて、今後はそれを切り離しうようになってくる。名和さんと前からやっているアンバンドリング論ですが、それをどうするかについて考えていない。とくに、今日的に比喻として面白いのは、たとえば肖像権は、勝手に写されたり勝手にコピーされたくないというどちらかというど守りの方のことを言っている。それに対してパブリシティ権は、写したものをプロマイドにしたりグッズにしたりして売り出そうという経済行為に結びついたもので、この2つは、表と裏の同じ行為のようであるけれども、人格権的要素と財産的要素とまったく相反するところにあるわけですね。そのへんをどう斬るかという視点を足すと、非常に面白い議論だったんじゃないかと思うんです。これは79年に書かれていますから、その時点で言及されたというのは素晴らしいと思うんですが、これをもうちょっと発展できないかなと思っているんです。

特許なんかも、社会的効用を果たしているかどうかという評価基準は、どうしたらいいのでしょうか。たとえば、ライセンス料がすごく高いのは、社会的に貢献している特許だという見方でいいのでしょうか。

山田 独占的に使用する権利があるわけですから、ライセンス料だけではだめですね。さっきのライセンス料と独占権の話は、ライセンスをしたときに市場が拡大すると期待される時にはライセンスをして、どっちみち拡大しないんだったら、その市場を

丸ごと独占したほうが有利ですよ。だから独占するということが市場がどうなるかを見るかに依存するんですけれども。

林 すると、その特許に付随する金銭的リターンが最大のものが、社会的には素晴らしい特許だったという単純な理解でいいのでしょうか。

山田 それはそうだと思います。ただし、物差しは他にもいろいろ考えられると思います。

林 それ以外の物差しというのは？

山田 本来、特許というのは技術を公開することなんです。技術を公開する代償として、何年間かの独占権とライセンス権を付与して、それによって次の技術の発展を促すのが目的ですから、いま言ったように特許で独占したライセンスを与えて利益を稼ぐだけではなく、そのことによってその技術が社会の主流技術になって、その分野で技術発展が起きることが、そもそもの特許の目的にかなうことだと思うんです。

林 すると、あるクラスター全体の成長が、本当は測りたいものだということですね。

山田 そうです。

林 そういふのを測った人はいるのでしょうか。

山田 私は知りませんが、名和先生いかがですか。

名和 それは知りませんが、一つの技術の影響を見るためにパテントマップなんかよくつくりますよね。

山田 パテントマップというのがまさにそうなのかもしれませんが、経済学で産業連関表というのがありますよね。公共投資に投入すると、どこにどう

派生して、最終的にいくつの効果になるという ああ いうのと同じように、この技術を知的財産として保護することによって、世の中にどれだけ効果を生むかということ数を数えなければいけないはずなんですね。

でも、一般的に研究開発費の投資効率というのを計量的に評価しようと思うと、ほとんど絶望的になるんですけど、それと同じように特許間の連関まで評価しようとする、やったことはないですが、たぶん絶望的だと思います。労多くして益少なし。

特許権と著作権

林 特許の場合は、どういう制度が社会的に望ましいかについて、なんとなく合意が得られるような期待があるのですが、著作権については、どういう制度が社会的にもっとも効果的かという合意は得られるでしょうか。

名和 合意を得るのはたいへんでしょうね。

林 利害関係者がそれぞれ自分に有利なことを、主張するだけということでしょうか。というのは、制度が大きく変わるらざるを得ない局面にきているような気がするからなんです。一つは、たとえば従来型二分法で、特許か著作権か、つまりアイデアが表現かなんて言っているところへソフトウェアみたいなものができてきて、それをどっちにしたらいいのか。政策的に権利の存続期間が長い方がいいなんていう結論にややなりつつありますが、それが本当にそうなのかということはありませんね。

名和 ちょっと話をそらしますが、他の法律の世界もそうでしょうが、著作権でもいろいろと国際条約があって、日本だけが特別なものをつくれないうような時代になっていますね。そうした面で、一番強力な流れをつくったのはウルグアイラウンドだと思うんですね。つまり電気通信でもサービス貿易ということで合意したし、標準化には技術的障壁に関する協定(TBT)ができ、知的所有権にしても、いわゆる知的所有権の貿易的側面に関する協定(TRIPs)

ができましたね。ですから、ウルグアイラウンド以降はすべての分野で同じように市場主導の流れが強くなっていると思います。そういう枠組みのなかで、今まではここでしかできないとか、こういうことしかできないと限定されていた技術が、デジタルになってごちゃごちゃになってしまって、国境を越えたり、サービスの姿を変えるようになってしまったということだろうと思います。ですから、もとの土台が「国境なしにやろう。ルールもなるべくないほうがいい、なるべく余計なルールはつくるな」というのがガットの発想でしょうから、そういうところでごちゃごちゃ抵抗しても始まらない。

林 それでは、こういう代案はどうですか。つまり特許と著作権は違う点はいろいろありますが、大きな違いは、登録する方式か、無方式でいくかということと、権利の存続期間が20年そこそこくらいのものと、死後50年くらいあるかということですね。そこで、昔風のデータベースの発想でいくと、中央登録機関があってそこに登録するのですが、今のような分散型の時代には、例えば、「登録とはこういう行為だ」ということだけ決めておいて、ウェブに掲載し、何年以上維持するよこという要件を決めて、検索エンジンで検索可能にしておく方が、無方式よりは、はるかにその実体を把握しやすいのではないのでしょうか。

また、これだけドッグイヤーで世の中が動いているので、全体の権利期間も短くするほうが合理性があるのではないのでしょうか。この2点は、ウルグアイラウンドで共通基盤は作ったけれども、もう一度議論してもいいのではないかと思っています。

名和 一つめの登録についてはおっしゃる通りだと思います。商売をしたい人は、必ずどこかの登録機関に登録するしくみをすでにつくっています。それは法律の有無に関わらず、そういうことになってしまっています。ですから、法律屋さんには言わせれば、「今でもやろうとすればできるわけだから、なにも今の制度を直さなくてもいいじゃないか」「無方式主義でどこが悪いのだ。やりたい人はやっている

じゃないか」というわけです。そういうことをやらなければ著作権法の保護を受けられないようなしくみになれば大勢を誘導できます。実質的には、登録が前提で世の中が動き始めていると思っています。

山田 日本で特許を取得する場合は、まず出願するときにお金を払います。次に、出願しても審査請求しなければ特許にはならないので、審査請求の際にお金を払います。そして特許が成立するとお金を払うというように、3回取られます。

昨日、某大学の先生から電話がかかってきて、「なぜ、出願したときにお金を払うのか」と聞かれ、「1年半後に印刷物にして配らなければならないので、その費用くらいは出しているのじゃないですか」と答えました。すると、「では、なぜ審査のときにお金を払うのか」と聞かれたので、審査するためには審査官が労働するから、その人件費くらいは払わなければならないんじゃないですか」と言いました。「では、なぜ登録のときにお金がかかるのか」と聞かれたときに、私は答えが見つけれませんでした。しかも、特許の場合は、登録したときに登録料を支払えばそれで終わるのではなく、実は、更新料を払わなければならないのです。その更新料は、期間が長くなればそれだけ上がっていくのです。そのときには、その理由が分からなかったのですが、その先生と議論しているうちに、そのようにしておく、ろくでもない特許は更新することに費用がかかりすぎるのでドロップされることになり、技術を公開してみんなに使わせるというもとの目的に短い期間で到達できるからではないかという結論に達しました。つまり、登録するときだけでなく、更新するときにもお金をとるという面倒なことすることによって、放棄する方向に働かせていると解釈すればいいのだという結論に達したわけです。

著作権の場合には、おっしゃるように、本にして出版するとISBNがついて実効的に登録されると思うのですが、お金も払わないしそれを更新することもあります。そのあたりが特許と著作権では少し異なるのではないのでしょうか。著作権のほうも、もとの原著作者の知的成果に敬意を表した上で、さら

に文化の発展を促すための制度であるとするれば、どこかで自由使用に向かって放棄されていなければいけないのですが、そのメカニズムが入っていないというのは、著作権法では改善すべきことだと思います。

それから今おっしゃったのは期間の問題と登録の問題なのですが、もう一つ明らかに特許と著作権が異なる点は、著作権は世界中に共通する権利で、特許は取得した国だけで成立する権利だということです。この違いは大きいと思います。たとえばインドネシアでユニバーサルスタジオ製作映画のDVDのコピーをすると、著作権法違反だということで怒鳴り込みますよね。裁判を起こして、トラックでDVDを引きつづしたりするわけです。それは、著作権がグローバルの権利だからできるわけですが、特許の場合には、出願して成立した国でしか権利主張は基本的にはできません。これに関しては、特許のほうグローバルな権利に成長すべきであると思っています。

名和 特許と著作権はどこが違うかという、特許はだれがどのような権利を持っているかが明確に分かりますが、著作権は誰がその権利を持っているのかが、^{しゅがい}悉皆に登録していないので分かりません。ここが非常に違う。つまり著作権は登記簿のようなものがない権利です。そういう怪しげな権利を、ビジネスできっちり使おうということがおかしい気がします。ビジネスで使うのであれば、誰の権利であるかを登録し、お金も納めるといってそれだけの負担をすることが必要でしょう。

林 権利には義務をともなうということですね。いずれにしても、ついこの前、東京大学教授の岩井克人さんが朝日の夕刊に書いていたんですが、ブルッキングス研究所から出たペーパーによると、97年か98年のアメリカ上場企業の貸借対照表では有形資産が3割、無形資産が7割になっていて、20年前と逆転しているそうです。無形資産をどのように評価したのかはよくわかりませんが、少なくとも我々の経済が知的活動に支えられた経済に変質して

いることは間違いありません。そうすると、工業社会の基本権が所有権だったということに対比する情報社会の基本権は、情報財に関する何かの権利だというくらいの大きなものになっていると思います。それをどのように構築するのかということで、さきほど名和さんは、ガットで一応レベル・プレイング・フィールドができたとおっしゃいましたが、それは工業社会風にできているのではないかと思っています。これを情報社会風にどのように味をつけるかという、立法論でやる時期ではないかと思っています。

山田 アメリカの企業で無形資産の比率が高いのは、たとえば知的財産権を持っている企業を買収する際、企業の有形資産だけで評価した金額より高い金額で買収すると、その差額が無形資産として計上できるからです。日本の場合は、企業の合併や吸収や統合があまり起きていないので、いくら特許を何千件も持っている企業でも、果たしてその特許の無形資産価値がいくらかというのはほとんど評価されません。日本では有形資産がほとんどで、無形資産が出ていないわけです。言ってみれば、企業買収などが活発に行われる社会であれば、トレードマークやパテントといった無形資産が自然に評価されるようになると思います。すなわち、日本はいまだに工業社会で、アメリカのような国が次の社会のはいりなのかもしれません。

林 日本の場合には、サービスはタダとか、いろいろな無形財の価値評価についての社会的風土が少し違います。そのへんがそろそろ変わってくるのかなと思います。ただ、変わってくるには、今の制度を前提にしてそこに権利を強化するだけでは、次のところにはいかないような気がします。強化するのはいいとしても、強化する面と強化しない面をはっきりさせることが必要なのではないでしょうか。

情報財の価値

名和 振り出しに戻るのですが、情報というのは、完全に経済的な価値として扱えない要素があ

るわけですね。そこが難しいところです。結局、著作権が自動的に発生するのは、国家権力がチェックしてはいけないという発想があるのでしょうか。

林 登録イコール検閲のような心配ですね。

名和 そうです。したがって品質はまずチェックできないということになりますね。それこそ、作品名と人の名前と日付けをつけることくらいしかできないと思います。それにしても、この歌を誰が作ったのかということはデータベースで調べればすぐに分かってしまうことがあるわけです。そこには表現の自由を萎縮させる危険なことがあるのかもしれない。

林 私もそこで少し悩んでいます。非常にプライベートな財として取り引きされる面がクローズアップされていることがあります。もともとこれは公共財的なものではありませんから、市場に出てこないという面もありますし、仲間だけの「おまえだけ情報」のやりとりという考え方もあります。

名和 そうでしょうね。つまり権利の対象になるものは、リスクを侵そうと何をしようときちんと出す。あとは、著作権の法律の外にはずしてしまうということです。

林 私はそちらの方は「人格権だけがあって財産権はない」ということができないかと考えています。

名和 なるほど。それはそうかもしれませんね。

山田 半導体の回路パターンの登録制度やプログラムの登録制度は、あるにはあるわけですが、どう考えても、現実につくられている半導体のチップの数より圧倒的に少ない量の登録しかありません。プログラムも同じです。そういう意味で、審査によって検閲の問題もあるので微妙ですが、ともかくきちんと登録して守っていこうとしたときに、もうす

にやっている制度が役立つである場合、本当に同じことができるのかということを考えなければなりません。半導体の回路パターンについても、なぜ企業がその制度を使わないのかということをレビューすることが必要でしょう。

林 だいぶ智恵をいただきましたが、最後に言い残したことがありましたらどうぞ。

名和 学術分野での著作権の扱いというのは、いわゆる一般社会でというとはまったく違うのです。いわゆる著作権法を守っていく方の立場から言えば、学術情報はマイナーもマイナーな存在なわけです。だから全然問題として出てこないわけです。アカデミーでは自由流通でいきたいということがあります。それは言ってみればプライオリティだとかオーサーシップだとかいう概念が生きている世界だから、それをどうするかというのは人格権の話がからんでくるわけです。今、いろいろな学会のオーサーシップの定義を集めているのですが、著作権法の定義とはずいぶん違いますよ。

山田 学術雑誌というのはどうせ儲からないので、経済的な価値の話はせずに人格権の話だけだと思のですが、自然科学系では最近面白い動きがいくつかあります。たとえば、このあいだの青山学院大学で新しい超伝導体が発見されたなんていうときには、アメリカ物理学会がプレ・パブリッシング・ペーパーサイト(PPP)というのをつくったんです。本来は論文というのは査読者が審査して、その後出版されるのですが、すると時間的な遅れがでてきてしまうので、ともかく投稿があった瞬間にそれを掲載してしまう。しかし印刷物にして配ることはせずに、ホームページに載せてだれでもダウンロードして読んだり、オンラインで読んだりできる。すると、Aという国では超伝導体温度が35Kで、Bという国のCという機関はちょっと成分を変えたら43Kになったとかいうのが逐次更新されていきますよね。そういうことで、この人がこの温度を実現したんだという業績をとにかく登録できるような、要するに、レフ

リーも何もつかないで、投稿してきた論文は無条件で全部アップロードするというプレ・パブリッシング・ペーパーサイトというサイトを作っているということがあります。それぐらい、経済的な価値より先新しい組成成分の超伝導材料を発明した名誉を誰が取るかの方が優先されています。

名和 そうですね。

山田 それから、さきほど、「特許もグローバル特許にしたほうがいい」と言ったのですが、ヨーロッパでは実際に、今までは欧州特許庁というのに出願すると、出願受理のはんこを押されるのですが、欧州特許庁に出願したが、実際に特許を取りたいのはイギリスとフランスとドイツというようにチェックをつけると、欧州特許庁からそれぞれの国の特許庁に書類が回送されて、それぞれが独立に審査されていたんですね。それが、今度は欧州共同体特許というのをつくるのではないかという議論が起きているんだそうです。ですから、もしかすると、それがグローバル特許の先駆的事例になるかもしれません。

しかし、そこについて、問題が二つあるというふうによヨーロッパでは議論されているらしいのです。一つは、管轄裁判所をどこに置くかを定めなければならないということ。もう一つは、どの言語で書かれたものを欧州特許として認めるかという問題です。この二つが、私が読んだ記事に書いてあったのですが、さらに考えると、もう一つ重要な問題がある気がします。というのは、そういうことをすることによって審査機関を一つに絞ると、イギリスやフランスやドイツの特許庁のお役人がみんなクビになるわけです。グローバル特許を作って1か所で審査をするということになれば、日本の特許庁のお役人もいらなくなってしまうわけです。すると、今までの古い体制の中で国ごとのシステムで生活してきた人たちが失業するという問題が発生して、もしかして、それは第3の重要な問題ではないかと思えます。

何が言いたいかというと、情報を自由に流通させるとか、技術も自由に流通させるとか、その一部分

を著作権で守るとか特許で守るとかということは、原則はそれでいいのですが、実行する場合、その部分に依存している人たちの生活をどうするかという問題が発生するということにも注意を払わなければならないと思うのです。林先生の放送と通信の融合とか、著作権の話とか非常にシンプルで分かりやすいんですけど、明日から生活できなくなったら困るというような反対派がわんさか湧いてくる危険性があると、つくづく思っています。

林 ご心配ありがとうございます。(笑)

名和 私はそのへん、比較的楽観的ですが、一つになっても分散システムだろうと思います。だから、いまのものを残しながらそれぞれ合理化していく。

林 下手をすると過渡期的にはハーモナイゼーションのコストがもっと発生する可能性はありますね。

名和 話はそれますが、アメリカのGPO (Government Printing Office)はアメリカの政府情報をディストリビュートさせるゲートウェイです。2年ほど前、GPOの責任者とパネルディスカッションしたのですが、各省庁の独立性が高くて、GPOが公開に関与するのが難しかった。それがインターネット時代となり、分散型システムのまま統合化し、ゲートウェイの機能を果たせるようになったと言っていました。分散型は集中システムよりずっとみんながその気になるというのですね。教訓的な話だと思いました。

山田 そうですね。たとえば日本で出願してもアメリカで出願してもいいけれど、成立したらそれは世界特許となるような分散処理をすれば、失業もしないし、世界特許も達成されるということになりますね。ただし、審査官のレベルが共通化されている場合に限るんですけど。

名和 90年代の初め頃までは、香港にしても、シンガポールにしても、イギリスの特許庁がチェックしていたのではないですか。それが独立して自分のところでやるようになってきました。

林 思っていたより今日はグローバルな話になりました。政府の役割のところはちょっと意を尽くさなかったかもしれませんが、たいへん面白い鼎談になりました。

ありがとうございます。

- 1 通信事業が独占であった時代には、コンピュータを通信回線に接続して利用する場合の態様に制限が設けられていた。「共同使用」として複数社が回線を共用する場合には、会社間に一定の資本的・人的関係が必要であり「他人使用」として自社設備を他社に貸すことは、原則的に禁止されていた。
- 2 Eelectronic Copyright Management System: 他人の著作物を利用する際に、著作権の確認や許諾・支払いなどが電子的に行なわれるシステム。
- 3 小林亜星氏が⁶服部克久氏が自分の作曲した曲の一部を盗用した⁷として訴えた事件。一審では小林氏敗訴となっている。
- 4 著作者の人格的な利益。著作物は著作者の人格の発露・流出物であり、著作者の人格と密接に結びついていることから、著作権法は人格的利益を保護するため、著作財産権とらんで著作者人格権を保護している。同法は、公表権、氏名表示権、同一性保持権という三つの典型的な著作者人格権を規定している。(三省堂『知的財産権辞典』)
- 5 写真家白川義員氏が、スキーヤーが雪山の斜面を波状のシュプールを描きつつ滑降する様子を撮影した、カラー写真を作成した。同氏は写真集に複製掲載して発表した他、保険会社の広告用カレンダーに複製掲載することを許諾した。ところがマツド・アマノ氏は、写真の一部をカットし白黒の写真に複製したうえ、右上に自動車タイヤの写真を合成したモンタージュ写真を作成し、これを無断で、昭和45年頃、自作の写真集および週刊誌に自己の写真として複製掲載した事件。
- 6 著作財産権のことで、一般に著作権といえば著作者人格権ではなく、財産権のことをいふ(注4参照)。
- 7 ガット(GATT)のウルグアイラウンドに関する閣僚会議(1986年9月)において、知的所有権は、貿易という側面においても重要な問題を含んでいるとして交渉項目の一つにとりあげられた。これは、技術や商品についての世界的規模での貿易の拡大を背景として、各国における制度の未整備や不適切な運用が、国際貿易における歪みや障害をもたらすことが多くなっていることに鑑みて、貿易的な側面から見た知的所有権制度の運用についての検討が必要となったということである。そして、その成果として知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)が発効した。
- 8 権利の発生に登録等の手続を要するものを方式主義、手続を何ら要しないものを無方式主義という。わが国の著作権法は、著作者人格権および著作(財産)権の享有には、いかなる方式の履行をも要しないとして、無方式主義を採っている。

PACSとしての情報ネットワーク社会を 構想すること

木村忠正(東京都立科学技術大学助教授 / GLOCOMフェロー)

筆者は2001年1月、『デジタル・デバイドとは何か～コンセンサス・コミュニティをめざして～』(岩波書店)を上梓させていただいた。この小論では、拙著で展開していたこと及びその後の思索を、「ポスト高度消費社会」(PACS: Post Advanced Consumer Society、「パックス」と読ませる)を構想するという観点から問い直したい。

インターネット、移動体通信などの情報ネットワークは90年代後半から大きな変貌を遂げ、革新の速度はとどまるところを知らないように思われる。こうした情報ネットワークの変革は技術的革新にとどまらず、産業経済活動および社会全体に大きな影響を及ぼしてきていることも、また疑う余地はない。

他方、日本社会は、90年代前半のバブル崩壊以降、大手金融機関をはじめとする相次ぐ大型破綻、過去最高を記録している失業率などに見られるように深い混迷の中にある。バブル崩壊から立ち直れないどころか、不況はますます深刻化しているといつてよい。携帯電話を中心に情報ネットワークが普及しているようにも思われるが、社会全体の産業経済活動は一種の飽和感とデフレ感から逃れることができずにいる。「IT革命」「eビジネス」などの言葉が人口に膾炙していながら、様々な情報化指標をみると、主要産業国をはじめ多くの国々に比べ、社会全体の情報ネットワーク化を拒み続けているようにも思われる。たとえば、中小企業におけるインターネット接続率はいまだ40%程度であり、OECD諸国の中では最低水準にある。

はたして、情報ネットワークが産業経済活動および社会全体に及ぼす影響とは何なのか。「デジタル経済」とはどのように革新的なのか。日本社会は、いまいかなる状況にあり、どこへ向かおうとしているのか。

拙著は、「デジタルデバイド」という概念を手掛か

りに、こうした問いに対して答えようとしたものである。「デジタルデバイド」といって、情報ネットワークへのアクセスがあるものはデジタル経済の果実をほしいままに享受し、アクセスがないと社会から取り残され、負け組に転落するといったイメージで、ジャーナリストックに取り上げられることも多い。

しかし、「デジタルデバイド」というのは、世界規模で産業社会が情報ネットワーク化されていくに伴い、「富とリスクの産出と分配」に関する構造が総体的に再編成されるという産業社会の歴史的展開において理解されるべきだ、というのが拙著の大きな主張の一つである。

これまでの物理的時空間組織化においては、モノの流れ、ヒトの流れだけでなく、情報の流れも一定の「地理的隣接性」の範囲内で循環し、集積される傾向があり、「地域経済」や「商圈」が存立した。もちろん情報の場合、言語の問題もきわめて大きい。遠隔地を結ぶ通信手段の容量が限られていたこともまた地理的隣接性を構成する決定的な要因だったであろう。

ところが、インターネットとインターネットが作り出す時空間であるサイバースペースでは、「地理的隣接性」ではなく「ネットワーク隣接性」が重要となる。製造業における世界分業体制の場合、産業国が情報や知識といった高い付加価値を産み出す源泉をコントロールし、途上国には、部品や製品の製造といった付加価値の低い部分が「オフショア化」されてきた。それが「ネットワーク隣接性」によってつながれたサイバースペースでは、産業国も途上国も無関係だ。

また、製造業に関わる知識やスキルは、それぞれの生産工程に特有のもので、文化的違いも大きく影響するが、IT関連の知識や技術の場合、新たな業務にも学習転移することが可能な要素が多く、業

種、産業分野、国による違いも少ない。紙幅の関係から、ここではこれくらいにとどめるが、こうした変化は、「富とリスクの産出と分配」に関する世界システムの構造を大きく変革すると予測している。情報ネットワーク化に伴う「富とリスクの産出と分配」構造の再編成こそ、「デジタルデバイド」の最も重要な側面ではないだろうか。

ご存知の方も多いだろうが、名著『第二の産業分水嶺 (The Second Industrial Divide)』において、著者のマイケル・J・ピオリとチャールズ・F・セーブルは、技術的発展が産業社会においていかなる経路をとるかが決定される短い期間を「産業分水嶺 (= デバイド)」と呼んだ。そして、大量生産技術が第一の産業分水嶺により出現したのに対して、現在 (1970年代以降) 第二の産業分水嶺に産業社会は直面しており、柔軟な専門化体制へと移行しつつあると主張したのであった。筆者はこの議論を受け、「デジタルデバイド」とは、情報ネットワーク化に伴う世界システム再編成を引き起こす「第三の産業分水嶺」として捉えられるべきではないかとの問題提起を行ったのである。

さて、この「第三の産業分水嶺」としての「デジタルデバイド」は、情報ネットワークに内在する特性から引き起こされる問題であると同時に、「高度消費社会の成熟」という産業社会の歴史的文脈に深く規定された問題でもある。むしろ、「高度消費社会の成熟」と「サービス経済化」の問題こそ、日本社会がそのもつ意味を十分に認識することが求められ、情報ネットワーク社会として、今後どのような社会を構想するかにとって中核となる問題だと主張したい。「ニューエコノミー」、「破壊的創造」、「IT革命」といっても、突然無から現われたわけでも、過去と一切決別した産業経済でもない。これまでの産業経済の発展、脱工業化や高度消費化といわれるような社会文化的変化の延長に位置することは間違いないのである。

ここで、「サービス経済トリレンマ」という概念が大きな重要性をもつ。「サービス経済トリレンマ」とは、「製造業の黄金期」にもとづく高度成長が終焉し、高度消費社会として成熟していく主要産業国

経済において、所得均衡、雇用確保、財政均衡という三つは「トリレンマ (三者択一状況)」であり、あとの二つを実現しようとしたら一つは犠牲になるという議論だ。

この「サービス経済トリレンマ」という概念を受け、拙著では、「情報ネットワーク社会のあり方は、このトリレンマに対する社会的意思決定によって大きく異なり、類型化される」との仮説を提起した。

つまり、情報ネットワーク社会が具体的にどのような形態で発展するかは、デジタル経済の特性、情報ネットワーク化に伴う産業経済活動の変化と密接にリンクしながらも、デジタル経済に内在する特性だけではなく、雇用、所得格差、財政負担という三つの要素に関わる政策、制度と密接な関係をもっているとの仮説である。

アメリカ社会は、80年代「トリレンマ」に直面した際、「レーガノミクス」に舵を切り、所得格差を犠牲にした。その結果、社会経済的格差が垂直方向に大きく拡大した90年代半ばに登場したのが「インターネット」だったのだ。だからこそ、デジタル経済の恩恵は所得上位層に偏り、アメリカ社会固有の問題としての「デジタルデバイド」が生成したのではないかというのが筆者の解釈である。

90年代、トリレンマへの対応において日本は財政赤字を拡大させたが、年間GDPをはるかに超える累積長期債務という犠牲と引き換えにした果実は、必ずしも大きいものではない。日本社会は、これまで強い製造業に支えられ、モノを生産し、流通させ、販売、消費する産業を拡大することで経済発展を遂げてきた。しかし、少子高齢化のディープインパクトはもう足元まできている。高度消費社会が飽和している状況で少子高齢化に直面したとき、過剰生産力と需要の価格弾力性の低下は激的な小売競争を引き起こし、デフレ傾向は強まるばかりだろう。雇用創出力は弱く、失業率はこれからまだ高まり、所得格差もアメリカ並に垂直方向に拡大していることを示唆するデータもある。

したがって、デジタルデバイドというのは、高度消費社会以降の社会をどのように構想するかという大きな社会的問いだ。どうも日本社会は、現状に対

する比較的高い満足感がありながら、未来に対する大きな不安感を抱えている(子どもたちは自分たちより先幸せにはなりそうもないとの感覚)ために、漠然とした将来への不安を抱きながら、現状維持を指向することで変革を拒み、現状の心地よさのみを求める社会文化的意識を醸成しているように思われる。しかし、このまま現状を放置すれば、情報ネットワーク化による世界システムの再編成の中で、日本社会はデジタルデバイドの弱者側に位置し、マイナス成長とデフレ進展という「縮み社会化」により、大きな社会的危機に直面する可能性もある。

筆者がこのように危惧し、社会全体としての対応が必要だと考えるのは、21世紀初頭の10年間で、急速に少子高齢化が進む社会構造上の大転換を日本社会が迎えるからである。老年人口(65歳以上)対生産年齢人口(15歳から64歳)の比は、95年に、まだ1対5程度あったが、2000年でおよそ1対4に急減し、今後も、2008年には1対3、2013年には1対2.5と、現役世代に大きな負担が加速度的にかかっていく。すでに総人口、生産人口、就労人口ともピークから下り坂に入りつつあるのだ。より少ない生産年齢人口でより多くの高齢者を支えるためには、明らかに、日本社会は高い付加価値を生み出す人的資源と産業構造を必要としており、情報ネットワークの日用品化は、そのために不可欠だと考えられるのである。

過剰なまでの商品開発力、生産力、流通力、販売力がありながら、すでにモノやサービスへの需要が飽和し、足りないのが「時間」であるような高度消費社会で、人口の減少は消費力の減少を意味する。日本社会がデフレになるのはあたりまえではないか。

それだけでなく日本社会は、モノを大量に生産し、流通させ、消費する産業経済分野が、他の産業国に比べて大きい。産業分野別の就労人口を他の産業国と比較すると、日本は、製造業、建設業、卸・小売、飲食業の合計が51.3%と、OECD諸国で唯一過半数を超える。高度消費社会におけるこうした産業分野は、競争が激しく、価格競争や労働条件の悪化を免れがたい。

アメリカ社会は出生率が2ポイントを超え、消費社会として拡大再生産基調を保っている。天然資源も十分にあり、食糧も自給自足が可能な程度の生産力がある。だからこそ、モノやサービスすべてを商品化し、市場で調達するものとするすることで、市場活性化と引き換えに所得格差が拡大することも厭わないのだろう。

それに対して日本社会は、この10年で急速に進む少子高齢化の中で、情報ネットワーク化に対応せず、産業構造を現状のままにアメリカ型市場原理に追随すれば、困窮に瀕する高齢者たちが増加して大きな動揺が広がるとともに、中間層以下の社会経済的階層はデフレスパイラルの打撃を直接受ける可能性も高い。民間部門は競争による疲弊によって収益をあげられず、公的部門は、税収が回復するどころか支出ばかり求められ、収入のない状態に陥りかねない。

第二次大戦後、日本社会は、文明史的に見ても類稀な豊かな社会を形成してきたが、高度消費社会が飽和した現在、次世代の社会を私たちがどのように構想するか、社会的富とリスクの分配に関するソーシャルデザインが切実に問われているのではないか。その意味で、「脱工業化」や「高度情報化」という概念に代えて、「ポスト高度消費社会」(PACS)という概念を筆者は提起したいのである。

そして、情報ネットワークが持つ力とトリレンマへの対応という側面から、PACSとしての情報ネットワーク社会を構想し、今後の日本社会の針路を考える上で、示唆に富むのが北欧社会である。

現在の日本における議論の多くは、デジタル経済の成長や社会の情報化を行うためには、アメリカのように強い自由市場主義社会であることが不可欠だと、暗黙裡に前提としているように思われる。市場原理さえ導入すれば、競争がおきて効率化するといった印象をもちかねない論調も多い。しかしそれは必ずしも自明なことではない。北欧のスウェーデン、フィンランド両国は、再分配経済を大きくし、様々な社会保障を手厚くすることで所得格差の拡大を抑制し、雇用を確保しようとしているが、それでもアメリカをはるかにしのぐ情報化を成功させてい

るIT立国なのだ。

議論の詳細は拙著を参照願いたいだが、北欧社会のあり方を分析すると、日本社会が少子高齢化の大きな社会構造変化に適応し、広義、狭義のデジタルデバイドを克服するには、「社会的サービス部門の情報ネットワーク化」が最も重要であるように思われる。

これまで日本のサービス産業は、卸売・小売・飲食業などの業種とそれ以外との二極化が顕著であった。それ以外というのは、金融、保険、不動産、エネルギー分野、通信産業、医療・教育・公務の社会的サービス部門、弁護士、会計、経理、監査などの専門的サービス業務で、これらは従来、さまざまな規制下におり、競争原理が働きにくい産業構造を持っている。したがって、こうした部門は合理化が必ずしも十分ではなく、高いコスト体質を温存していながら、それぞれの分野が専門的知識を必要とすることと直接的な激しい競争に見舞われないがゆえに、比較的高い賃金を享受することができた。それに対して卸売、小売、飲食業などは競争が激しく、賃金水準、保障水準とも必ずしも恵まれる分野ではない。ところが先ほども指摘したように、日本の就労構造は、他のOECD諸国に比べ、こうした産業への従事者が10ポイント程度も高いのである。

人口構造を含め拡大再生産基調にある時には、こうした産業を基軸とした経済を発展させることで高度消費社会を実現することが可能であっただろう。しかし、人口減少から消費力が飽和しつつある現在、こうした産業分野はデフレスパイラルの衝撃を直接受けることになる。さらに、eビジネスは卸小売などの物流をより一層効率化、合理化することとなり、雇用創出力は下がるのがあっても上がることは期待できない。

そこで鍵となるのが、これまで規制に守られ、「内弁慶」で通用していたサービス産業をネットワークに解放することである。情報ネットワークが社会に普及し、情報が流通することは、「情報の透明性」「説明責任」を明確にできない企業や組織は、ネットワーク上での信頼とプレゼンスを獲得することができないことを意味する。医療機関、法律事務所、

学校、教師、研究者、行政機関など、ほとんどのサービス産業は、自らの活動とサービス内容をネット上に開示することが半ば必然となることにより、これまで逃れてきた競争に自らを委ねることが不可避となるだろう。

教育をはじめ、従来規制に守られていた日本のサービス産業は、ネットワークに自らを解放すべき時が来ている。これまでの論調がややネガティブに傾いていたが、これはむしろ、日本社会にとって大きな機会と考えることが十分に可能だ。今後、新たな付加価値を生み出すためには、ネットワークを介して積極的に他の文化、社会と交流することが大きな力となる。これまで日本の産業経済活動は、製造業における高い技術水準、比較優位性、消費欲求充足産業における消費ニーズの掘り起こし、情報環境の構築や接客サービスなどに高いパフォーマンスを示し、多くの知を蓄積してきた。そうした知を、ネットワークを介していかに世界と結びつけるかは日本社会にとって大きなチャレンジであり、サービス産業がネットワークに自らを開く大きな意味の一つがそこにあると考えたい。

それは量販・量産の工業化モデルと消費欲求充足産業の競争の中で蕩尽することではなく、新たに充実した「社会的ケアサービス」をつくりだしていく可能性を拓く。行政、医療、教育、金融、専門サービス、こうした諸分野が効率性を増し、海外から人と資本を引き付けるだけの力をつけることができれば、少ない生産人口でも高齢者をケアし、子どもたちを十分に育成できる環境を構築することが可能になるのではないだろうか。

少子高齢化の影響が目に見えて顕在化するこの21世紀初頭の10年間は、日本社会にとって、自分たちは何に価値を見出し、どのような社会、生活を実現したいのか、また、PACSとして、いかなる情報ネットワーク社会を構想するのかが問われる10年だろう。拙著では、本文の最後に次のように問い掛けている。

“日本社会は、情報ネットワーク化を拒みつづけることで「縮み社会」が加速し、産業分水嶺としてのデジタルデバイドのかなたに露となって落ちてい

くか、一部の人々だけ情報ネットワーク化し、ネットワーク隣接性を獲得して、社会内のデジタルデバイスが拡大するか、それとも、情報ネットワークを活用した共創社会(コンセンサス・コミュニティ)を目指すかの大きな分岐点にたっているのではないだろうか。そしてそれを選択するのは、社会であり、最終的には私たち一人一人なのである。”

『ブロードバンド時代の ネットワーク・セキュリティ』

山田 肇 著

インターネットの普及とともにネットワーク犯罪は急増する傾向にある。IPv6が本格的に導入され、多くの機器が直接接続されるブロードバンド時代になれば、ネットワーク犯罪の危険はますます増大する。インフラストラクチャの一つである通信ネットワークそのものが破壊され、それによって社会が混乱するサイバーテロの発生すら予見されている。

物的証拠がほとんど残らないネットワーク犯罪捜査では、通信傍受や通信記録の解析以外にあまり有効な手法はない。しかし、これらは個人の人権を侵害する危険があり、捜査としてどこまでが許されるか、慎重な議論が必要とされている。

日本では、通信傍受法が成立施行される過程で「盗聴法」との非難が浴びせられたこともあって、このような議論自体を進めようとする意識が低い。また、ネットワーク犯罪やサイバーテロの危険が増すことで、通信サービス提供者自身が被害者となる可能性も高まっているにも関わらず、これら事業者の態度は必ずしも積極的とはいえない。

このような状況下にあって、筆者は、「ブロードバンド時代におけるネットワークのセキュリティ問題では、個人のプライバシー保護とネットワークのセキュリティとのバランスが議論されるべきである」と主張する。

社会に対するネットワーク犯罪のリスクをどこまで許容するかということと、犯罪に対抗するためには、どの程度の個人情報だれがどのように使用することが許されるのかということの間の解決策を見出すためには、いまこそ、通信サービス提供者、通信機器メーカー、人権擁護団体、法執行機関、法律家など、すべての関係者がオープンに、かつフランクに意見を交わし、将来の大被害を未然に防ぐための処置を行うことが必要であるとしている。

欧州では、様々な場で産官学の英知を集めた議論が活発に行われている。そこでは、政策的な課題、技術的な課題、あるいは通信傍受の費用負担までが議

論されており、見習うべきものが多い。また、欧米では、強弱の差はあるものの、通信傍受に関連する標準化活動が進められている。このような活動は、電気通信サービス提供者にとっても法執行機関にとっても利益が多いと考えられ、わが国でも同様に取り組むことが望ましい。

インターネットの国際性を反映して、欧米では国際協調の呼びかけがはじまっている。いわゆるG8各国の間では、ハイテク犯罪対策政府・産業界合同会合がすでに二回開催され、三回目は2001年5月に東京で開催された。第一回の会合は2000年5月にパリで開催され、個人の自由と私生活の保護、政府のハイテク犯罪への対策能力の向上、あらゆる関係者に対する適切な訓練、ハイテク犯罪対策に向けられた明白かつ透明性の高い枠組みなど、各テーマに考慮した解決策の模索が必要だとの共通認識が形成されている。2000年10月にはベルリンで第二回会合が開催され、ハイテク犯罪対策に関して、犯罪者の追跡・特定、犯罪の予防、産業界との一層の協力関係構築という3テーマについて、率直かつ実質的な議論を行ったとされている。

この会合に際して、日本からは警察庁、外務省、法務省をはじめとした官庁、国内企業・団体が参加しているとの話は聞こえてこない。むしろ、欧米の呼びかけに政府が応じ、関係業界の代表者と様子見のために出席しているだけのように見えるという。

ブロードバンド時代には、ネットワークは国際的に接続され、ネットワーク犯罪も国際的に実行されるので、犯罪対策にも国際協調が必要となる。国内でもすべての関係者によってオープンでフランクな議論を開始し、またこのような国際会合にアクティブに参加することが望ましい、と筆者は述べている。

豊福晋平(主任研究員)

『文明の進化と情報化』

公文俊平 著

講師：公文俊平

2001年5月9日と6月6日の2回にわたり、公文俊平GLOCOM所長による、i-civil研究会とIECFとの合同読書会があった。本書は、『情報文明論』(1994)の続編として、その後の大きな社会変化を踏まえて書かれたIT革命の文明論である。

1. IT革命の位置づけ

IT革命には、まず大きく2つの側面、即ち、(1)更なる産業化の進展("スーパー産業化")と(2)産業化を超える社会変化("トランス産業化")がある。(1)はさらに、(1-1)第二次産業革命の爛熟(日本はこの面では強い)と(1-2)第三次産業革命の突破(日本ではまだ理解が不十分)の側面に、また、(2)についても(2-1)近代化の第三局面としての情報化(情報文明)の出現と(2-2)近代文明を超える新文明(いわばポストモダンへの移行)としての智識文明の出現というように、合計4つに細分できる。

2. 文明と文化

生物学のアナロジーで言えば、文化(その個々の要素は文化子)は遺伝子型(genotype)にあたり、文明(その要素は文明素)は表現型(phenotype)に相当するという意味で、文化は文明の設計原理となっている。さらに、文明の場合には外的環境に加えて、いわば内的環境(社会の構成員による政策や計画など)の影響も受ける度合いが大きい。(ただし、そのことは文化が遺伝的に伝達されることを意味しない。文化は遺伝子型そのものではなく、後天的に学習され伝達されていく。文化の伝達過程は、反省を必要としないという意味で、ほとんど無意識的に行われる。)

3. 二つの主要な文明群

(1)ユーラシア大陸中央部の乾燥地帯に広がる

宗教文明群と、(2)その東西の周辺に位置する西欧(北米に拡大)および日本の近代文明群とがある。13世紀のモンゴル帝国は、ユーラシア大陸各地の宗教文明(中国の道教、インドのヒンズー教、オリエントのイスラム教、スラブのギリシャ正教)諸国を政治的に統一して初めて世界史を生み出した。そのモンゴル帝国に挑戦する形で、大陸の東西周辺の近代文明地域において、15~16世紀に大航海時代、倭寇など軍事・航海革命が起こり、近代文明はその過程で、新大陸を「発見」した。宗教文明が過去準拠・存続志向型文明であるのに対し、近代文明は未来準拠・発展志向型である。前者が、世界や人生の意味や目標についての知識重視であるのに対し、後者は、目標を実現するための手段やパワーの獲得、エンパワメントのプロセスをより重視する。

4. S字波モデルと近代化の局面

社会変化の過程を出現・突破・成熟の3局面からなる「S字波」の概念モデルで理解する。横軸は時間だが、縦軸は進化の活力というか成果を示している。このモデルを積極的に拡大活用すると、S字波は互いに一部重複する(前者の成熟局面と後者の出現局面とが重複する)より小さな一連のS字波に分解できる。小さなS字波は、さらにより小さなS字波の連鎖に分解できるというように、社会変化はフラクタル構造を成している。この基本テーゼによれば、近代化過程は16世紀半ばから出現局面に入り、近代化の第一局面として軍事化による国威の増進・発揚競争「威のゲーム」が国際社会を舞台として始まり、18世紀半ばから近代化の第二局面としての産業化に伴って、近代産業企業が登場し、富の蓄積・誇示競争「富のゲーム」が世界市場を舞台として広く行われるようになった。20世紀半ばからの

近代化の第三局面は情報化の局面であって、地球智場を舞台に「智のゲーム」が普及し始める。このようにほぼ200年ごとに、近代文明の出現から突破へ、さらに成熟への局面転換が起こった。

5 近代化の第三局面としての情報化

情報化のS字波は、やはり三次にわたる情報革命から成ると想像される。まず、1950年ごろから出現した第一次情報革命は、第三次産業革命と同時進行しつつ、従来の国家や企業とは異なる「智 = 抽象的・一般的な説得・誘導力」の獲得と発揮を目指す智業が台頭し、デヴィット・リードのいうGFN (Group Forming Network) をプラットフォームとする多種多様なグループが形成され、インターネットはそれらのグループが交流・共働活動を推進するためのインフラとなる。ネットワークの価値は、マスメディアの場合は加入者数Nに、パーソナルメディアではNの2乗に、そしてグループメディアでは2のN乗に、それぞれ比例する。番組コンテンツが重要なのはマスメディアであって、後者になるほどコンテンツは相対的に価値を失い、キラー・アプリケーションもグループ活動支援型アプリケーションの中から登場してくる。近年見られる大企業用のIPネットワーク (VPN) や電源・耐震・セキュリティを強化した電脳都市 (iDCなど) は、第三次産業革命のためのインフラとして大都市集中傾向が進む一方で、その外側に各地域で共同利用型の大きなネットワーク (iCC=Internet Community Centerと呼ぶ) が、その中心的なノードとして登場する。(カナダのようにダークファイバを借りて相互接続の地域ネットワークの自主運用を目指すコンドミニウム方式、あるいは今年に入って各国に爆発的に拡大し始めた、広帯域無線LANをベースにした公衆インターネットなど)

6 第二次情報革命以降

これに続く2050年頃から出現する第二次情報革命を想定すれば、そこでは、様々なグループ(智業)によって、優れた手段よりは優れた目的(人生や世界の意味・価値)を発見し普及させる(本格的な)

「智のゲーム」が広くみられるようになる。さらにそれに続く2150年頃からの第三次情報革命では、ついに一個あるいは少数の智業による世界観・価値観の間の大統合が実現するようになり、それとともに、近代文明とは異質の文明、即ち過去準拠・存続志向型の智識文明が本格的に出現してくることになるだろう。

7. IT革命の転換期

「情報文明論」の方法は、ラッセル・アコフの議論を参考にすると、まず機械時代の還元主義、分析的思考、および機械論(還元主義的因果論)的な方法ではなく、システム時代の拡張主義、構成的思考、目的論的な方法によって、「情報化」という社会変化をより大きな「近代化」の一部として観察し、それに先立つ軍事化や情報化と比較した上で、また近代文明を、さらにそれ以前のさまざまな文明と比較した上で、未来を思い描こうとしている点にある。また、それが考察の対象としているこれからの文明(情報文明)は、我々自身その一部を構成しており、それについての理論的記述は、未来の予言ではなくて、むしろ今後のわれわれ自身の主体的な行為を通じて実現できる可能性を示そうとしている。

第一次情報革命の中では、その出現から突破への転換に伴って、従来のマス/パーソナル・メディアに加えて、グループメディア(GFN)が出現してくる中で人々の行動形態が変わり、新しいタイプのネティズンの登場が見られるようになる。1950年代以来の第一次情報革命の出現期に登場した最初のネティズンは、パテントや著作権、企業経営や経済運営をコントロールしようとした法律家、テクノクラート、金融やメディアの支配者だったのではなかったか。それに対し、第一次情報革命の突破期に台頭してきている「ギーク」たちをその主導者とする新しい種類の智民は、情報通信ネットワークのインフラもコンテンツも自分達で作って運営しようとしている。

Q&A

Q:ドッグイヤーやマウスイヤーのような指数関数的な変化で、情報社会ではS字波が拡散しないか?

公文 変化の急激なもの、そうでないものが混在している。全体としては、S字波を弾力的に現実に当てはめれば、情報化の過程でも、これまでと同様にS字波のような三つの局面を通過しつつ、変化は全体としてこれまでとほぼ同じ速度で進行していると見ることはできるのではないか。

Q: 情報化の次のS字波は何と呼ぶか?

公文: 近代文明に関する限り、情報化の次に位置するS字波はないと想像している。次に来るのは、未来志向型とは質的に異なる過去準拠型の新文明(智識文明)となるという仮説だ。

Q: なぜ小さなS字波は100年周期か?

公文 その根拠は特にないが、これまでの近代化過程を観察した結果としてそう言えそうだ。正確に言えば、ほぼ100年おきに、新しい小S字波が生まれているように見える。また、周期の中での変化のレベルというか質は異なってくるとしても、周期そのものはさほど変わらない。乗り物で言えば、長距離なら数時間、短距離なら1時間前後といった時間感覚はそれほど違わないにしても、移動距離は大きく違ってくる。

Q: S字波の横軸は時間(スカラー量)だが、縦軸は変化量(近代社会の変化量 = エンパワー)を示すベクトル量ではないか?

公文 縦軸もスカラー量と想定している。

Q: サイバー空間はリアル空間に属するのではなく、異なる2つの活動の場が併存すると考えるべきではないか?

公文 併存するというのはその通りだ。サイバー空間の方が利用する上での物理的制約も社会的制約も小さいと言えるが、ただし、通信技術やセキュリティなど技術的制約は大きい。逆に、社会的制約の少なさがネットワークワーカーの引きこもりやオタク化現象を生むので、リアルコミュニティ(地域

コミュニティ)からの制約も必要となろう。

Q: 第三次産業革命期でも、IT産業において富の平準化が見られないが、今後の展開は?

公文 軍事化の突破から成熟の局面では、富の分布の不平等より国民の政治的権利の平等化(参政権等)に関心が集まる。他方、産業化の成熟(= 同時に情報化の出現)局面では、政治的権利の分布の不平等(あるいは、平気で棄権するといった意味での権利の行使の実質的不平等)が拡大するが、さほど注目されないようだ。概して言えば、近代化の各局面では、その出現から突破に向かう中で、その局面に固有の価値(つまりその局面で増進するようになったパワー)のより平等な分配に人々の関心が向かうと思われる。それが軍事社会では民主化への要求となり、産業社会では、富や所得の平等化への要求となったのではないか。21世紀の情報社会では、デジタル・デバイド解消要求がそれに当たる。

Q: 過去準拠・存続志向の智識文明は「目的論の知」と考えられるが、これは先験知か経験知か、また矛盾世界か無矛盾世界か?

公文 智識文明の哲学は多分先験知に立脚しているが、哲学はすべて先験知とも言えそうだ。矛盾か無矛盾かについては自信のある回答はできない。

Q: 日経連セミナーで、ITはパワー革命(社会革命)ではなくツール革命だといった財界人の見解に対するコメントは? また、誰が主体でパワー・ストラグル(power struggle)を起こすのか、あるいは予定調和的となるのか?

公文 パワーは外部から押し寄せるのではなく、ITという強力なツールを得て人々がエンパワーしていくことが情報化の最大の意義だ。この結果、不平等が拡大し、次のフェーズになってある程度の平等化が進む。なお、米国では近年になってデジタ

ル・デバイドは意図的にデジタル・オポチュニティと表現されている。

なお、パワーを利用した結果として生まれる制度の中身は、文化や環境の影響を受けざるを得ない。かつて「日本的経営論」が花盛りだったころ、一部の経営者の間に、「日本的経営などというものはない、私の経営があるだけだ」という反発があった。確かに、個々の経営者の立場に立てば、自分の経営をどのように組織していくかは、経営者が決めることのように見えるかもしれない。しかし、多くの経営者が主体的に行った選択の結果を横から眺めてみると、日本の経営には結果的にいくつかの共通の制度的特徴が見いだされることは否定できない。つまりまったく自由に何でも作れるというわけにはいかないのだ。その点を念頭におくならば、これからの情報革命の中で生まれてくるビジネスは、ネットィズンの主導する第一次情報革命によって作られる自前のインフラとコンテンツを新しい「ビジネス環境」と考えて、そこに生まれてくる新たなプラットフォーム上で、智民たちが求める(と)わけグループ活動支援のための)有用で強力なアプリケーションを、さまざまな製品やサービスの形で提供するものになるのではないか。

Q: マスあるいはパーソナルコミュニケーションからグループコミュニケーションへの転換には、どういう意味があるのか?

公文 時間・空間を超えたグループコミュニケーションは6世紀頃から存在していたが、それが今日ITによって大きくエンパワーされたことの意味が大きい。なお、智識・情報を生み出して通有しあうようになったことで、人間やもの(だけ)ではなく、異なる知識や情報を(も含めて)測る共通の尺度が必要となる。(労働価値説の考えと逆)これを"bit"ならぬ"wit"と呼ぼうといったおもしろい提案も以前あった。知識や情報は、熟考であれ閃きであれ、その有用性というか価値は、それを生み出すために費やされた時間にはよらず、それが人々の間で如何に多く受け入れられ、引用され、思い出されたかによるのではないか。しかも、そうした価値は、個々の知

識や情報が普及していく過程で、(骨董品のように)時間とともに変化する可能性がある。

本日の議論は、おもしろかったが回答するのも難しかった。第2回目はQ&A中心で、大いに考える種・ヒントをもらった。どうもありがとうございます。

小林寛三(フェロー)

外国語の下手な日本人

青柳武彦(主幹研究員)

日本人は他の民族に比べても特に外国語に弱い。その原因の一つに、成人の日本人にとっては外国語の発音を聞き取ることが生理的に難しいという事情がある。「私は、話すことは出来ないが、聞き取れることは大体出来る」という方が時々おられるが、筆者には信じられない。本当は、外国語を聞き取れないから、話すことが出来ないはずなのだ。

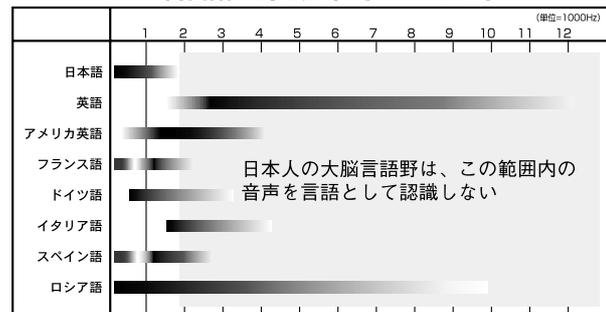
また、日本語は正確な子音の発音より先単語や文節のアクセントに重点をおく傾向がある。したがって日本人は、聞き取れなかった子音の部分は無意識のうちに予測と補完を行うという習性を持っている。そのため、外国語を聞き取る場合には、ますます聞き間違いを起こす危険性が大きくなる。

言語の周波数

各国の言語の声域には、それぞれ固有の優生な周波数帯があって、それを「パスバンド」と呼んでいる。日本語は125～1500ヘルツまでの比較的低くて狭い周波数帯にある。それぞれの言語を使う民族の脳言語野の細胞は、その固有のパスバンド内の音しか言語として認識しない。それ以下、および以上の周波数の音が聞こえていないわけでは決していないが、それらの音は聴覚野で言語以外の音として仕分けされて、言語野以外の感覚野に送られてしまうのだ。

日本人にとってはなほだ困ったことには、英語を初めとする欧米系の言語は、一様に日本語固有のパスバンドをはるかに越える高い周波数帯を使用している。つまり外国語の聞き取りにもっとも重要な子音は殆どが日本語のパスバンド以上の周波数帯に属しているのだ。イギリス英語は2000～1万2000ヘルツの間である。米語はもう少し低くて1000～4000ヘルツ位、フランス語は1000～2000ヘルツの間で、ロシア語を使うスラブ民族は125～8000ヘ

各言語の周波数帯 (パスバンド)



ルツという広い帯域を使っている。したがってロシア人は外国語に堪能になる素質があるといえる。広い周波数帯を聞き取ることが出来るということは、次に述べる音韻を正確に把握することができることを意味する。

音韻

言語の構成要素となる一つ一つの単音に対応する、それぞれの心理表象を音韻と呼んでいる。音韻の単位は言語により異なるが標準的な日本語では110位ある。英語などの欧米系言語では、音韻の単位はもう一つ下の段階の音素(Phoneme)である。例えば「l」と「r」、「h」と「f」の区別が重要であるが、日本語では区別する必要はない。la li lu le loでもra ri ru re roでも同じ「ラリルレロ」として通用するのである。音韻論の重要な役目の一つは、異なった言語にどのような音素から成り立っているのかを決定し、かつそれぞれの音素がどのような特徴を持っているのかを研究することである。

面白いことに、このような音素の区別を認識するのは細胞単位で行われているらしい。つまり「l」を認識する細胞と「r」を認識する細胞は別なのだ。片方の細胞しかない、laとraの違いを区別することは出来ない。こうした特定の言語のさまざまな音韻を区別することのできる細胞の組み合わせ図を、「音声知覚マップ」という。

幼児の言語聞き取り能力

人間は、どんな周波数の音素でも認識するのに必要な種類の細胞をすべて持って生まれてくる。しかし、誕生後2年くらいまでの間に頻繁に耳にする言語の周波数帯に反応する細胞を残して、他はすべて消滅してしまうのだ。したがって、乳児に英語やフランス語を絶えず聞かせていると両国語の音素の周波数に反応する細胞は温存されることになる。テレビのCNNのニュース番組を四六時中つけっぱなしにおくのは、神経生理学的には意味があることなのだ。ただし幼児が言葉を解するようになったら、つまり言語野が発達してきたら、その音素を使った言葉で話し掛けてやる必要がある。そうしないと、その細胞は聴覚野の他の部分で発達してしまって、肝心の言語野で発達しない。

ただし、フランス語だけを聞かせると「h」を知覚する細胞は整理されて無くなってしまふから、「h」を知覚することも発音することも出来なくなってしまう。「橋」は「足」、「林檎の花」は「林檎の穴」としか発音できなくなってしまう。日本語と一緒に聞かせるならばそうした心配はない。米国のクール(P.K.Kur)が行った実験¹によると、生後6ヶ月の幼児にして、すでに自国語の音素特性の変化(自国語の音声知覚マップ)のみに反応し、他国後のそれには反応しなくなり始めることが観察されるとのことである。まだしゃべり始めてもいないうちに、細胞レベルでの編成替えは生じているのである。

英語のヒアリングで、筆者がいつまでたっても「r」と「l」がごっちゃになって、rice(米)とlice(しらみ)を区別することが出来ないのは、別に勉強不足のせいでもインテリジェンス不足のせいでもなく、実は幼児時代における細胞再編成の必然的過程によるものとして、安心したが同時にがっかりしたものである。では、いくら練習してもムダなのだろうか。

成人の聞き取り能力向上のために

幼児期に死滅してしまった細胞が復活することはありません。しかしその後でも、訓練を重ねること

により、別の種類のニューロン²の軸策が伸びてシナプス³を形成し、新たなネットワークを形成する。そのネットワークが、死滅した細胞が担はずであった機能を代替して備えることがあり得る。つまり細胞ベースではなくネットワーク・ベースで弁別能力を形成することが可能であるから、必要以上にかかりすぎることはない。

成人してから外国語を聞き取れるようにするには、日本語より高い周波数の音を人工的に言語野に送り込んで、そこにこれを識別するニューロンのネットワークを生成することが必要である。それは長時間の繰り返し訓練によるしかない。子音を覚えるのに口腔内の舌の位置などを説明してもらって理解しても、また、正しい発音を覚えても何の役にも立たない。高い周波数帯の音が聞こえていないわけではなく、それを処理する細胞が言語野に存在しないことが問題なのである。

ATR人間情報通信研究所の山田玲子研究員は、成人のボランティアを募って「l」と「r」の識別実験を行った。light(光)とright(右、権利)、love(愛する)とrub(こする)のような単語の272組を、5人のネイティブに発音してもらって聞き取りテストを行った。そして、テスト結果に基づいて組み上げたカリキュラムにより特訓を行った。その結果、被験者の9割近くは何とか識別が出来るようになったとのことである。ただし、これは特訓をしなければ識別できないことを同時に意味しているのだから、安心して過ぎてもいけない。

聞き取り訓練は、テニスやゴルフなどのスポーツの練習と同じで、長時間かけて繰り返し繰り返し練習をすることにより、脳の言語野にニューロンのネットワークを創生するのである。レコードやテープ、CDを何回も聞いたり、映画を繰り返し見る(聞く)ことも有用である。

また、音声回帰といって、低周波(例えばヘルツ以下)をわざと遮断してしまって高い周波数帯の音だけを言葉として聞く練習をすることにより、言語野に新たなニューロンのネットワークを作る方法もある。新しい言い回しを覚えるためではないから、良く知っているやさしい(しかし聞き取れない)表現で

よい。今まで言語以外として処理されてしまった音を、言葉として注意して聞くことにより、強制的に言語野に送り込んでしまうのだ。はじめはその音を処理する細胞がないから聞き取ることが出来ないが、少しずつ判るようになる。

高周波の音を豊富に含んだモーツァルトやグレゴリアン聖歌などの音楽を聴くのは、精神の安定のためには非常に良いが、外国語を聞き取る訓練にはならない。高い周波数の音を聞きとって、それを音楽を愛でる領域で処理できるようになっても、外国語の聞き取り能力には関係がないはずである。音楽家でも外国語が下手くそな人がいるのは、極めて広い周波数の音でも自由自在に楽音として処理する細胞が発達しているくせに、言語野に限っては普通の人と同じで、1500ヘルツまでの周波数しか処理する細胞を持っていないからである。

外国語が聞き取れないのは、高い周波数の音が聞こえないからではなくて、それを脳の聴覚野が仕分けの段階で言語野以外の感覚野に送ってしまうからである。もっとも言語野に送られても、それを処理する細胞もニューロンのネットワークも存在しないから、初めのうちは認識できないことには変わりはないが、訓練にはなる。次第にニューロンのネットワークが形成されてきて、ある日突然に聞き取ることが出来るようになるのだ。

学校の外国語の教師は、その外国語固有のパスバンドの周波数帯の音声で生徒に話しかける能力を持っていないと役に立たないことになる。日本の英語教育も、このような神経生理学的な見地から検討し直す必要があるのではなからうか。

- 1 山鳥重『ヒトはなぜことばを使えるか』1998 講談社
- 2 脳はニューロンと呼ばれる神経細胞と、それをとりまくグリア細胞から出来ている。一つのニューロンは本体とも言うべき「細胞体」と、そこから多方面に伸びる「樹状突起」さらにはその先に長く伸びる「神経線維」からなっている。
- 3 ニューロン同士の接合部。1個のニューロンの表面には、他のニューロンから伸びてきたシナプスが多数見られる。一つのニューロンには100から時にはなんと10万個ものシナプスが見出される。成人では平均して1万個といわれている。

米国におけるサイバーセキュリティの現状と展望

講師:ジェームス・アダムス(iDefense社創設者)
ブライアン・ケリー(iDefense社CEO)

5月24日、インフラストラクチャー・ディフェンス(iDefense)社のジェームス・アダムス氏とブライアン・ケリー氏を迎えて、「IECPコロキウム」米国におけるサイバーセキュリティの現状と展望」が開催された。同社は、米軍関係省庁ほか、米国の政府機関や大手金融機関にサイバーテロ関連の警戒情報を提供する会社で、米国バージニア州に本拠を置いている。

最初に発表を行った創設者のアダムス氏は、12冊の著作を持つ論客であり、戦争の原因と結果の研究に生涯を捧げてきたという。現在は、未来の戦争の姿としてのサイバー戦争の意味について考えているそうだ。サイバー戦争はもはや絵空事ではなく、現に今年4月から5月にかけて、米中間で激しいシステム攻撃が行われた。昨年の10月から始まったイスラエルとパレスチナ間のサイバー戦争はまだ終わっていない。悪意を持ったコンピュータ・ユーザーだけでなく、国家が組織的に関与する可能性もある。

今日では、ほとんどの国が情報革命を奨励するようになってきているが、サイバー戦争の問題がどれくらい深刻なのかは、あまり理解されていない。サイバー戦争においては、攻撃の仕方がますます高度化してきており、被害が大きくなる傾向にある。変化のペースは加速度的に速くなってきており、この問題に対処することは、我々にとっては大きな挑戦となる。これに責任を持って立ち向かい、新しいチャンスとしてとらえ、新しい技術がもたらす負の面を超えた明るい展望を切り開いていく義務があるとアダムス氏は指摘した。

続いて発表を行ったCEOのケリー氏は、米空軍においてサイバー戦争に関する調査研究プログラムに関与し、退役後は民間企業でセキュリティ・コンサルティングの責任者を務めた経歴を持つ。ケリー氏は、インターネット犯罪が増えていることは確実だが、どのくらいの犯罪が、どのように行われているかという実態を確かめるのは至難だという。企業は信頼維持のために被害を公表しないが、不正アクセスを行うための

情報やソフトウェアを提供しているサイトがすでに3万にもものぼっているという。インターネット犯罪の理由は、金儲け、尊敬の獲得、好奇心、スパイ、復讐、理想主義の追求、アナーキズム、無知など、多岐にわたっている上に、企業が理想として求める管理レベルと実際に可能な管理レベルには大きな乖離が生まれてきている。

ケリー氏は、サイバーセキュリティに対処するには、技術的なことだけでは不十分で、経営的な要素が大きいと指摘する。情報革命の望ましくない副作用をどのように克服するか包括的な目で考えるときが来ているということ、経営者が十分に自覚しなくてはならない。

二人のプレゼンテーションに対して、フロアからは、「米国が、中国、ロシア、イスラエル、フランス、インドなどの外国製品はセキュリティ上信頼できないから買わないというのであれば、日本も米国製品を買えないということにならないか」との質問があった。これに対してアダムス氏は、「他の国々では政府諜報機関とメーカーの間に強い連携があるが、米国の場合は完全に分断されており、政府と連携した製品を作れば瞬く間に信用を失うため、米国政府が民間の製品に細工を加えることはあり得ず、米国製品は安全だ」と答えた。また、「企業だけでなく家庭のセキュリティを考えなくていいのか」という質問に対してケリー氏は、「実はその点がほとんど考慮されておらず、家庭が企業システムへの抜け道になる可能性があるという点で、今後大きな課題となるだろう」と答えた。

このコロキウムには50名を超える参加者がおり、日本においてもセキュリティ問題に関心が集まってきていることをうかがわせるものになった。

土屋大洋(主任研究員)

村上泰亮の論考をめぐる旅(1)

西山 裕(主幹研究員)

はじめに

この連載エッセイでは、村上泰亮の論考の内、以下の三つを順次とりあげる予定でいる。

- 1 「ゆらぎの中の大衆社会」初出『中央公論』1985.5
- 2 「二十一世紀システムの中の時間」初出『中央公論』1984.11
- 3 「世紀末文明の現象学」初出『季刊アステイオン』1987.1

『新中間大衆の時代』が一冊の書物となって世に出たのが1984年1月。その後の大著『反古典の政治経済学』が出版されたのが1992年8月。今回たどろうとする三つの論考は、この二冊の著作には含まれた1984年から1987年にそれぞれ掲載された。その内容はその後もひきつがれ、『反古典の政治経済学』に発展したかたちで反映されている。つまり村上の視線が追った思想の大きな流れが、この三つの論考の中に立ち現れてくる。わたしたちは、その姿をたどることができる。

それにしても、村上の論考はどれも内容がたいへん豊かである。それらは多層的な視点を持った構造があり、そこに埋め込まれた要素のつながりは個別の論考の中にとどまらず、相互に関係し合って通奏低音のごとき響きを発している。その全容を解説することなど、とてもわたしの手にはおえない。また村上の文体は独特のテイストを持っている。それを伝えるためと言い訳をしつつ、実はわたしの非力な読解力によって、引用に多くを頼ることとなった。お許しをいただくとともに、これを機会に原論文を読んでいただけることを願っている。

大衆社会現象と文明の転換点

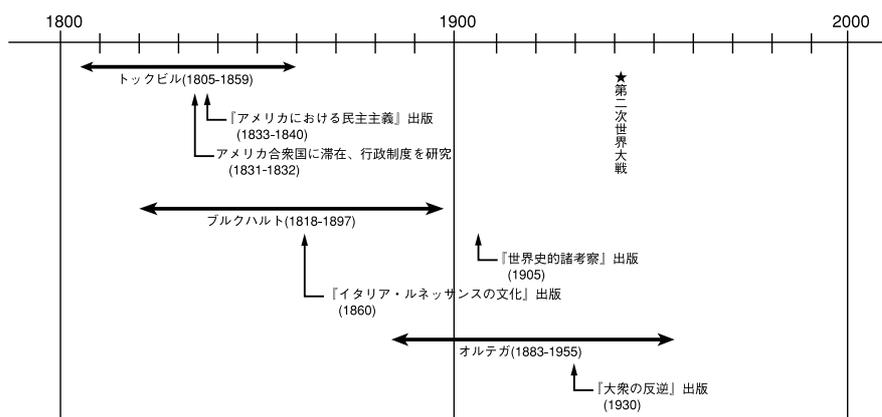
「ゆらぎの中の大衆社会」を中心に

村上泰亮が一貫して見つめていたのは、文化と文明をめぐる思想、言いかえればある総体的解釈を回復する道筋であったといえるだろう。その意味で、文明の転換点を現象面からもとらえ、その構造を明らかにしようとする意図をもった「大衆社会論」に注目していた。まずはじめに、「ゆらぎの中の大衆社会」にそれをたどってみよう。

大衆社会論の系譜

わたしたちのまわりでは、「大衆」という言葉が多様な意味で使われている。「大衆消費」や「大衆社会」という言葉も、その意味は一樣な使われ方をしている訳ではない。「大衆消費」については、産業化の進展と技術革新との関係を見据えて検討しなければならないが、それは次回の『二十一世紀システムの中の時間』以降をたどる中で見ることで、今回は、「大衆社会」とはなにか、そして現代社会は「大衆社会」状況にあるのか、という議論に焦点を結んでいくこととしよう。

「大衆社会論」は、「大衆」というものが社会の表面に大きく登場することによって始まる。それは、社会の平等化と産業化の進展によって、力を持った「大衆」の誕生であった。まず、フランス革命と産業革命が「歴史の表面に大衆を解き放った(オルテガ)その社会現象の大きな潮流を捉えた時期を、「大衆社会論」の第一期といって良いであろう。そして、第二次大戦を通じて「大陸ヨーロッパからアメリカへと文明の指導権の譲位が行われた(村上)その分析と理論化した時期を第二期に大きく分けられる。村上は、トックヴィル、ブルクハルト、オルテガを挙げ、「これら三人のヨーロッパ的知性を代



表す存在の議論をたどれば、われわれは「大衆社会論」の原型、あるいはその第一期形成の本質を知ることができる」とわたしたちを導いた。

まず、上記3人の活躍した時期を確認しておこう。それぞれの思想家が活躍した時期のずれと、それぞれが行った社会現象に対する解釈を重ね合わせることは興味深いが、ここでは年表に書名を記すにとどめる。(上図参照)

オルテガを代表とする第一期大衆社会論は一般に、「外的」構造(階層制度)の支えなしには、文明の中核的価値の維持と強化が図れないと考えた点に限界があった。文明の指導的役割はヨーロッパにあり、特にそのなかに、ある指導的階層を形成しなければ成立しえないと考えていた。そのため、平等化が進むアメリカという新しい社会が内包していた可能性から、オルテガやブルクハルトは目をそらすことになる。そうした中で、当時(1830年代)のアメリカ社会が持っていた新しい潮流を、正(ポジ)の像として定着させたトクヴィルの想像力には驚くべきものがある。トクヴィルは「平等化傾向のうえに、それなりの価値を中核としたしかも強力な社会が成立するというシナリオを鮮やかに描いてみせた」と村上は書く。しかしそのトクヴィルにしても、「十九世紀後半以降の産業化の巨大な運動量は、彼のすぐれた予見力をさえ超えていた」という村上の指摘は、現在のわたしたちが産業社会から情報社会への移行を考え、その行く末を構想する上で重要な示唆を含んでいると思える。

今わたしたちは、産業社会と情報社会の動きが重なり同時進行する複雑な時代に生きている。村

上は先行する文明と次の時代を担うX文明との転換期において、ひとびとが想像力を発揮し、将来像を正しく結ぶことの困難さを示した。

「(やがて)先行文明は大衆社会状況を示しながら衰弱していくだろう。したがってX文明への転換期には、どこかで、そしてどれかの側面で大衆社会状況が出現する。

しかし厄介なのは、それと同時に新しい文明の胚芽が、やはりどこかで、そしてどれかの側面で生まれてくるということである。しかも先行文明の眼からみれば、寄生しているにすぎない異常なものの肥大と、やがて新種に成長する新しい芽の発生とは共に負の存在であり、両者を識別することはあまりにも難しい。先行文明の理想型と現実との間に生じるズレの拡大の中に、トクヴィルがしたような正(ポジ)の像の発見が可能なのか。そのような課題を転換期の人間は課せられる。」

こうした転換期の思想的課題を村上と共有しより発展させたのが公文俊平であり、その著作『情報文明論』(1994年)と、最新著作『文明の進化と情報化』(2001年)へ続く一連の仕事である。

外的構造・内的構造を軸にした分類図式

ところで、後にコーンハウザーが「貴族主義的大衆社会理論」と呼んで批判した第一期大衆社会論について、わたしたちが勘違いをしてはならないのは、知的な能力や訓練は文明の全体的展望をもつために必要ではあるが、知的な人々がその文明にとって適切なエリートであるとは限らないという認識を明確にしていたことである。オルテガらのこうした

認識は西部邁や村上も同様であった。『反古典の政治経済学』で村上は、穴倉に閉じこもり保身的に専門化する人々を痛切に批判している。少し長いけれども引用しよう。

「制度が豊かさと安全を保障する現代の高度大衆消費社会では、インテグリティへの感覚の鈍さについて、一人一人が生活の上で責任をにわかにとらされることもない。人々は、一貫性の追及を放棄しようとし、そしてその放棄を互いに許し合おうとしている。そのうしろめたさを忘れるために、正義のための犠牲の羊が作り上げられる。その意味で現在の大衆社会状況は、思想の衰退を加速している。
<中略>

インテグリティの崩壊や、アイデンティティ喪失の不安から逃れるためにもっぱら他人の思想を口移しに借りてくる人々、群がることによって生きていく人々がいる。彼らをここでは「大衆」と呼ぼう。大衆の反概念は、周知のように「エリート」である。しかし現代のエリートは、殆どが「専門家」である。専門家たちは、専門を超える問題からは視線を逸らして自分の穴倉に立てこもろうとする。したがってオルテガ＝西部邁のいうように、殆どの専門家たちもまた大衆である。なぜなら、彼らも穴倉の外では他人の考えを借りることによって生きていくことになるから。官僚やジャーナリストや学者がそれぞれ得意の分野で示す有能さに欺かれてはいけない。彼ら現代のエリートは、思想の衰弱に最も巧みに掉さして、自分たちの組織・業界・学界を守る人々であり、まさしく現代の「大衆」の最も進化した変種なのだから。（『反古典の政治経済学』第1章 / 思想の解体する時）

先に上げた「外的」構造＝制度構造に対する「内的」構造＝自立的な判断構造について考察する重要性がここにあるといつてよいであろう。村上は、コーンハウザーの有名な社会構造の整理図式にこうした「内的・外的」構造の考えを入れ、以下のように整理しなおした。

そして村上はこのように解説している。

「彼（コーンハウザー）のいうエリートの自律性の

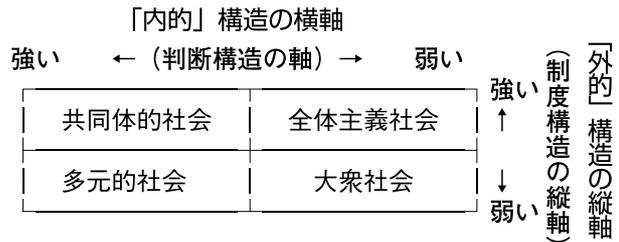


図1: コーンハウザーの整理図式を村上流に解釈を変えたもの(西山作成)

軸は、実は自律性そのものの軸ではなくて、社会の中核的価値を守る制度化、とくに階層制度化の強弱の軸である。そして彼のいう非エリートの自律性の軸は、実は中核的価値が人々の判断構造の中にどれだけ内化(内在化)されているかの軸であって、エリートに関するものか非エリートに関するかは本質的な問題ではないのである。

前者の軸は、われわれのいう古典的な第一期の理論、コーンハウザーのいう貴族主義的理論の重視した軸であって、この種の理論は、外的構造、制度、とくに階級制度に注目する。後者の軸はわれわれのいう第二期の理論、コーンハウザーのいう民主主義的理論の重視した軸でありこの種の理論は、中核的価値が人々に内在化し浸透していくことに期待を抱くのである。」

期待と危機感の地域社会

前記した分類図式で見ると、「大衆社会」とは、外的側面と内的側面の両面において構造が弱くなった社会ということができる。村上は「ゆらぎの中の大衆社会」の冒頭で「大衆」の原語である mass にふれ、「本来形態の定まらない質量(マッス)を、つまり無気味な無定形性を暗示している」とした。そのうえで、「大衆社会(mass society)」の元来の語感には、無定形な、構造を失った非人間的な集塊という含みがあり、一方の日本語としての「大衆」は親しみをもって呼ばれるところの「多くの人々」を指しており、このようなヨーロッパ語感的な無気味さはかつて登場しなかったことを指摘している。しかし現在のわたしたちは、こうした語感の片側に単純に共感することはできないように思える。わたしたちは「大衆社会(mass society)」の持つある種の無

気味さをたしかに見ている側面と、日本的な「大衆」のあまりにも人間的なゆえの弱さと可能性を見る心象の両方を、現代社会の「ゆらぎ」の中に感じているのではなからうか。

今の日本に生きるわれわれの「大衆社会」感、欧米の、特にアメリカでのコミュニティに対する危機意識と共通するものがあるように思える。日本でも、益々社会的に分断されていく個と急速に進み始めた情報化の進展によって、ひとびとはmass societyという語が含む無気味さを感じ始めている。同時に、高齢化、少子化、核家族化、教育制度の無力化、倫理的基盤（イエ社会としての企業や地域コミュニティ）の弱体化は、従来日本人の多くが持っていた「大衆」の一員としての共有感を喪失させつつある。

一方、アメリカでもアンドリュー・シャピロが「コントロール革命論」の中で、「利己的および社会的な両面の理由から、ローカルなところに焦点を合わせることの重要性を認めよう。理想的とはいえないにしても、真の帰属感をもち、経験を共有しコミットメントを生み出せる場所は、そこしかないのだ」という悲壮とも思える叫びを上げている。そこには、地域社会に新しい秩序形成の役割を期待する気持ち、世界規模で大きく働いていることがうかがえる。このことは、現代社会が「大衆社会」状況にあることを示しているともいえる。

今後、村上が論じたところの内的構造＝ひとびとの自律性を強化し、分断された個人相互の連携を促進するとともに、制度的構造の弱体化を補完する形で機能するさまざまな中間的組織が重要な役割を果たすことになるだろう。特に地域社会での中間的組織の役割は大きい。現在その一部がNPOなどの形で現れ始めてはいるが、そのような中間的組織の形態と形成過程はさまざまであって、当分の間のわれわれは、多くの試行錯誤に耐えていかなければならないだろうと思われる。村上も書いているが、現代社会では強力な権力を行使して階層制度を維持するという手法がとれないことを考えれば、社会を構成する人々が、自律的に考え行動する強さを持たなければならない。村上が『生涯設計計画

- 日本型福祉社会のビジョン（共著）の中で、新しい社会の人間像は「強い、安定した、自由な個人」であるとした。そのとき、おそらく社会は多元的であり、そこに向けた移行過程が分権的社会システムを構築する作業であることは間違いのないだろうと思われる。

そして旅のつづきへ

村上の中では、歴史の大きな流れとその中に立ち現れるさまざまな現象、そしてその時代を生きた思想家個人の思索が、まるで動画によるコラージュの如く描かれていたのかもしれない。「ゆらぎ」の中の大衆社会をたどる旅は、この論考の結びを引用することで終わることにしよう。そして産業社会の性格を「生産と時間」「消費における時間」といった、「時間」というものを軸にした切り口からたどる「二十一世紀システムの中の時間」へこの旅を進めることにする。

「現在われわれは、二重、三重、あるいは四重の文明の視点にとりかこまれている。二十世紀型産業文明はある面では衰えつつあるようにみえる。しかし産業化そのものについても、独走状態の先端技術の華々しさからは活性化のイメージをうけとることもできる。戦後日本型の垂文明は追いつくことを中核的価値としており、本質的に過渡的な性格をもっている。それがまさしく歴史的な使命を終えたという実感も深い。しかしその中から、固有文明が再び自己主張を始めている。

さらにいえば、ヨーロッパ文明の壮麗さに対するわれわれの敬意も全く失われてはいない。これらの作り出すさまざまな重複する「ゆらぎ」の中から、将来についての正の像を結んでみようとする努力がさまざまな人によって行われているのであろう。中核的価値がこの文明の重複効果の中で不確かになっていることは確かであるが、しかし、状況は単純な「大衆社会」のそれではあるまい。時には大衆社会を思わせ、時にはX文明を思わせる「ゆらぎ」の中で、眼を凝らす時期はまだまだ続きそうである。」（村上泰亮「ゆらぎ」の中の大衆社会より）

情報バリアフリーに関する欧米の動向

新たな非関税障壁か？

講師：中村広幸

5月30日、情報環境研究所代表取締役/GLOCOMフェローの中村広幸氏を講師に迎え、標記講演会が実施された。本稿はその講演の概要を報告するものである。(なお、29日に電子情報技術産業協会(JEITA)で同種の講演会が開催され、カリフォルニア州立大学のBud Rizer氏が関連する講演を行っているので、その一部も紹介し、読者の参考とする。)

情報バリアフリーは、情報自体のバリアを解消し、また情報へのアクセスに関わるバリアを解決することによって実現する。しかし、前者は言語や表記に関わる問題であり、解決には長い年月を要するため、ここではアクセスに関するバリアフリー化の動きを中心に、特にアメリカでの最近の話題を紹介した。

情報アクセスへのバリアは、ハードウェア、ソフトウェア、制度や社会環境のすべての側面に存在している。アメリカでは、1990年に制定されたAmericans with Disabilities Act (ADA)を基本法として、その解決に向けての取り組みが強化されてきている。その一連の流れの中で、1973年に制定されたRehabilitation法が1998年に改訂され、508条が新たに設けられた。

508条は、連邦政府および関連機関、さらには連邦から助成を受けている機関(各州政府や各大学)が調達する電子・情報機器、ソフトウェア、コピー機などのデジタル機器やホームページは、障害者にとっても利用可能でなければならないと定めている。利用可能とはどのような条件を満たすことなのかということについて、2001年4月に連邦調達基準が官報に公告され、6月から508条が適用されることになっている。

Rizer氏によれば、各機関は6月21日までにそれぞれのバリアフリー機器の調達計画を作成し、以

降は計画に沿って調達を実施することになっている。その計画は、すでに利用しているコンピュータなどを即日破棄するというようなものではなく、むしろ時間をかけて障害者にも利用可能な機器に入れ替えていくというもの。

アメリカの大学では、映像を送信して遠隔講義をすることがある。しかし、映像だけでは、聴覚障害者は理解できない。そこで、これからは映像に字幕を付加して送信することが必要になる。各大学は、いつまでに字幕を付加するようになるか、計画を作成し公表しなければならない。連邦機関が提供するホームページも同様に、たとえば視覚障害者が、音声読み上げソフトウェアを利用して聞き取れるように作成しなければならない。障害者は、不満・不便を感じたら訴えることができる。

マイクロソフト、IBM、サン・マイクロシステムズなどの各社は、政府からの要請もあって508条への対応を強化している。PDFファイルで有名なアドビ社も同様である。カナダでは、ホームページの見え方や操作方法を統一するように政府が自ら動き出し、そのような政策を通じてカナダ系各社の508条への対応能力を強化しようとしている。ヨーロッパ系のノキアなども同様である。一方で日本企業の多くは、508条のインパクトを図りかねている状態にある。

この法律にうまく対応できなければ、アメリカにおける市場を失う恐れがある。508条は連邦政府とその関連機関だけに適用されるルールであるが、アメリカでの同種の問題に関する動向を見ていると、次第に民間企業にも波及するだろうし、その先には諸外国にも同様の要求をするようになると予測される。「日本政府の英文ホームページは障害者にとって利用できないもので、アメリカ市民の利益に反する。日本語のホームページについても同様で、日本国民にとっても利益に反する。したがって早急に改

善すべきである」という論理で、米国製品の調達を暗に要求するかもしれない。いわば「新たな非関税障壁への懸念」である。

しかし、この情報バリアフリーの問題に関しては、むしろそれを好機として捉えて、日本企業は自社製品を積極的に改良する方向に動くべきである。高齢者人口は増加の一途をたどっており、これら高齢者は何らかの障害を抱えるようになる。そのことを考えても、この分野の市場は拡大傾向にあり、日本企業は、特に情報家電分野を中心に取り組みを強化すべきであるというのが、中村氏の主張であった。

山田 肇(主幹研究員)

【訂正】

2001年5・6月合併号の表紙目次にある「Back to the Basics」は、「Back to Basics!」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

GLOCOM「智場」No. 66

発行：学校法人 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
〒106-0032 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木
Tel. 03-5411-6677 Fax. 03-5412-7111

発行人：公文俊平

発行日：2001年7月1日

制作：事務局 広報チーム

小島安紀子

本山かよ

田熊 啓

浅野 眞

